

# 喜界町男女共同参画基本計画

## (素案)

令和8年3月

鹿児島県喜界町



## はじめに

男女共同参画の歩みは、戦後、婦人参政権の拡大や日本国憲法の制定を出発点として進められてきました。昭和40年代半ばにおいては、女性は家庭で子育てを担うことが当然とされる社会的風潮が色濃く残っていました。母子家庭に対する支援も、児童扶養手当や福祉資金の貸付などに限られ、差別や偏見が存在し、支援が十分とは言えない状況であったと感じています。

高度経済成長の進展とともに、核家族化や女性の社会進出が進み、共働きの子育て世帯は増加しました。子育ては家庭だけで担うものではなく、社会全体で支えるべきものであるとの意識が広がり、行政の役割も大きく変化してきました。

こうした変化の中で、女性が職業生活や地域活動など様々な分野で能力を発揮し、主体的に活躍できる環境づくりの重要性が、より一層高まっています。

一方で、すべての男女が働くべきである、あるいは保育サービスを利用すべきであるなど、家族の在り方や個人の生き方を社会が一律に決めつけることには慎重であるべきだと考えます。こうした画一的な価値観は、人の多様性を損ない、息苦しい社会を生みかねません。

誰もが、性別、年齢、職業や働き方、価値観などの違いを認め合い、それぞれの希望に沿った生き方を選択できるとともに、女性をはじめ、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる「誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を実現することこそ、行政の重要な役割であると私は信じています。

本計画は、この理念を基本に据え、その実現に向けた三つの目標として、

「男女共同参画理念のさらなる理解度向上」

「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」

「あらゆる分野における男女共同参画の拡大」を掲げています。

困難な問題を抱える女性への支援については、関係者の方々から、長年の想いが形となり、この喜界町から新たな取組が始まることへの期待の声が寄せられています。

今後も、町民の皆様と力を合わせながら、町政のあらゆる分野において男女共同参画と女性活躍を一体的に推進し、「誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指し、「子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島」の実現に全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました「喜界町男女共同参画推進に関わる関係者の皆様」ならびに、貴重な御意見をお寄せいただいた町民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

喜界町長 隅崎 悅男



# 目 次

第1章 喜界町男女共同参画計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 男女共同参画をめぐる動き .....	3
3 計画期間 .....	7
4 計画の位置づけ .....	7
第2章 喜界町の現状 .....	9
1 喜界町の現状 .....	10
2 アンケート調査結果 .....	17
第3章 計画の基本理念・基本方針 .....	27
1 計画の基本理念 .....	28
2 喜界町における男女共同参画推進のあり方 .....	29
3 計画の基本方針 .....	29
4 指標及び目標値 .....	30
5 施策体系 .....	31
基本目標1 男女共同参画理念のさらなる理解度向上 .....	32
基本目標2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 .....	33
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の拡大 .....	34
第4章 基本理念実現に向けた施策の展開 .....	36
基本目標1 男女共同参画理念のさらなる理解度向上 .....	37
基本目標2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 .....	44
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の拡大 .....	49
第5章 計画の推進及び進捗管理 .....	54
1 計画の推進体制 .....	55
2 計画の進捗管理・評価 .....	55
第6章 資料編 .....	56
1 用語解説 .....	57
2 男女共同参画推進会議委員名簿 .....	63
3 男女共同参画懇話会委員名簿 .....	64
4 関係法令等 .....	65

# 第1章 喜界町男女共同参画計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

誰もが人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

国においては、男女共同参画の推進に向けた法整備が進められており、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す「女性活躍推進法」や、女性に対する暴力の根絶と被害者の保護を図る「配偶者暴力防止法」など、制度面での取組が進展しています。

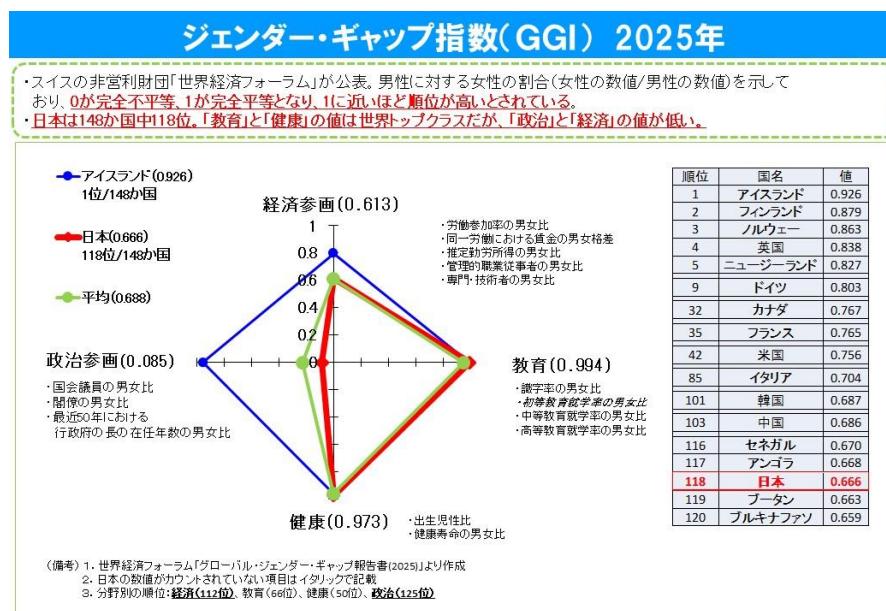
本町においても、平成 27 年（2015 年）3 月に「喜界町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

一方で、女性の参画が一定程度進んでいる分野があるものの、政治分野や経済分野における参画は依然として十分とはいえない。世界経済フォーラムが公表した令和 7 年（2025 年）の「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は 148 か国中 118 位（政治分野 125 位、経済分野 112 位）と、先進国の中でも低い水準にとどまっており、女性の社会参画の一層の促進が求められています。

また、前計画の策定から 10 年が経過する中で、少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、価値観・ライフスタイル・家族形態の多様化に加え、新型コロナウィルス感染症の流行など、社会情勢は大きく変化しており、男女共同参画を取り巻く環境にもさまざまな影響を及ぼしています。

さらに、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）においては、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、令和 12 年（2030 年）までの達成に向け、さらなる取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を検証するとともに、町民、事業者、行政など多様な主体が一体となって男女共同参画の推進を図るため、新たに「喜界町男女共同参画基本計画」を策定するものです。



出典：男女共同参画に関する国際的な指標（内閣府 男女共同参画局）

## 2 男女共同参画をめぐる動き

### （1）国際社会の動向

男女共同参画は、人権の尊重および持続可能な社会の実現に向けた国際社会共通の重要課題として位置づけられています。各国は、女性の権利条約（CEDAW）をはじめとする国際的枠組みを踏まえ、政治・経済・社会・文化の各分野における女性の参画拡大、ジェンダーに基づく暴力の根絶、教育・保健・就業機会の確保などに取り組んでいます。

国際社会においては、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた目標5「ジェンダー平等の実現」を中心として、他の目標とも連動した取組の主流化（ジェンダー主流化）が進められています。我が国においても、G7、G20、APEC等の国際的枠組みにおけるコミットメントに基づき、国内施策の推進とともに国際社会への積極的な貢献が求められています。こうした国際的な取組を象徴するものとして、毎年3月8日は国連が定める「国際女性デー」とされ、女性の権利向上とジェンダー平等の達成に向けた世界的な連帯と行動を促す日となっています。

また、防災・復興分野における男女共同参画の推進についても国際的に重視されており、被災時における尊厳と安全を確保する観点から、平時より計画策定、訓練の実施、資機材の整備等に男女共同参画の視点を反映させることの重要性が求められています。

※1持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）

2015（平成27）年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成されている。

持続可能な開発目標（SDGs 17の目標）

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## （2）国の動向

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画の実現は 21 世紀の我が国が取り組むべき最重要課題として位置づけられました。これを受け、平成 12 年（2000 年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、以降、社会のあらゆる分野において取組が進められています。

国は、男女共同参画社会基本法に基づき策定する予定である第 6 次男女共同参画基本計画において、「多様な幸せ（Well-being）の実現」を基本理念として掲げ、①ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の推進、②政策・方針決定過程への女性参画の拡大、③女性の所得向上と経済的自立、④ハラスメント防止対策の強化、⑤教育・メディア等を通じた意識改革、⑥防災・復興分野における男女共同参画の徹底などを重点課題として整理しています。

とりわけ、地域における取組としては、女性にも選ばれる地域づくり、地域活動における男女共同参画の推進、官民連携の強化が明確に示されており、あわせて各種制度の見直し、学習・広報の充実、国際協調の推進が重要な柱として位置づけられています。

また、女性版骨太の方針 2025 年版（令和 7 年 6 月閣議決定）では、最上位上場企業の役員に占める女性割合を令和 12 年（2030 年）までに 30%とする目標を掲げるとともに、「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会」という、より包括的で理念的な社会像が示されました。これまでの取組を継続・強化する形で、男性の育児休業取得を確実にするための制度強化、2 歳未満の子を持つ親が短時間勤務であっても手取りを維持できる給付制度の創設、DV・性犯罪・性暴力・職場におけるハラスメント防止対策の一層の充実が盛り込まれています。

このほか、女性活躍推進法、配偶者暴力防止法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づき、国の施策を総合的かつ一体的に推進するための基本方針が定められています。都道府県および市町村は、これらの基本方針を踏まえ、それぞれ施策に関する計画を策定することとされており、法改正や先駆的な取組の提示、内容の充実に向けた見直しが継続的に行われています。

このように、国は多角的な取組を通じて、男女共同参画社会の実現に向け、制度整備と具体的施策の両面から推進を図っています。

## 「第6次男女共同参画基本計画」の基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。
- ② 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からきわめて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。
- ③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性にも選ばれる地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。
- ④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進めるまでのテクノロジー利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダー・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。
- ⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。
- ⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。
- ⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。
- ⑧ 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不斷に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

資料：第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）

### (3) 県の動向

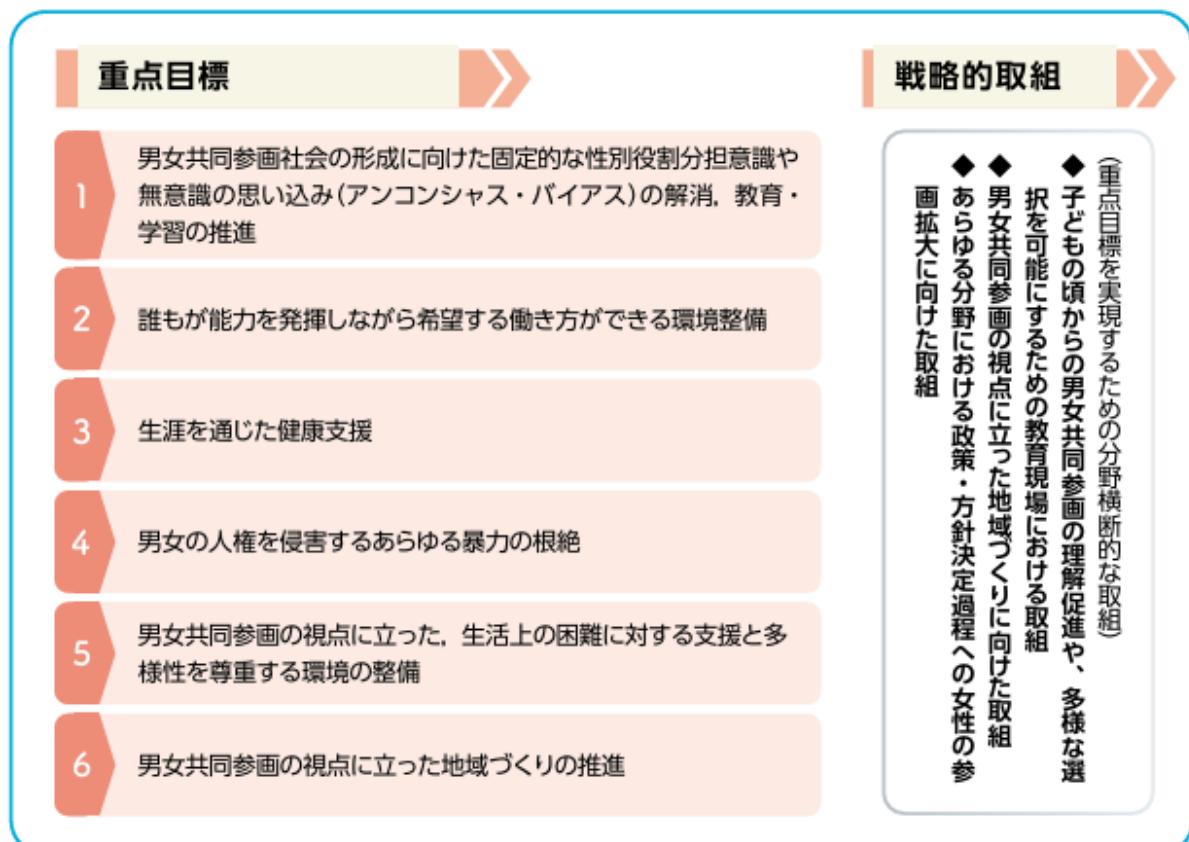
鹿児島県においては、平成 13 年（2001 年）に「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 20 年（2008 年）に「鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定して以降、5 年ごとに計画の見直しを行いながら、県、事業者、県民が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成 18 年（2006 年）には、DV 防止法に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定するとともに、平成 29 年（2017 年）には、経済団体等と行政が連携し、女性の活躍推進の取組を加速させることを目的とした「鹿児島県女性活躍推進計画」を策定するなど、時代の要請や社会情勢の変化を踏まえた取組を進めています。

こうした施策の成果と課題を踏まえ、「誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島」の実現を目指し、第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）が策定されています。本計画では、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が十分に発揮される社会の実現に加え、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を基本理念とし、6 つの重点目標が示されています。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までを計画期間とする「鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」が策定され、支援体制の充実と施策の推進が図られています。

#### 【第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画（令和 5 年度～9 年度） 重点目標】



### 3 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし社会状況の変化や国、県の計画との整合性を図り、適切な施策の推進を図るため、5年ごとに見直しを行います。画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。



令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度

## 喜界町男女共同参画基本計画

### 前期計画期間(5年間)

必要に  
応じて  
見直し

### 後期計画期間(5年間)

### 4 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

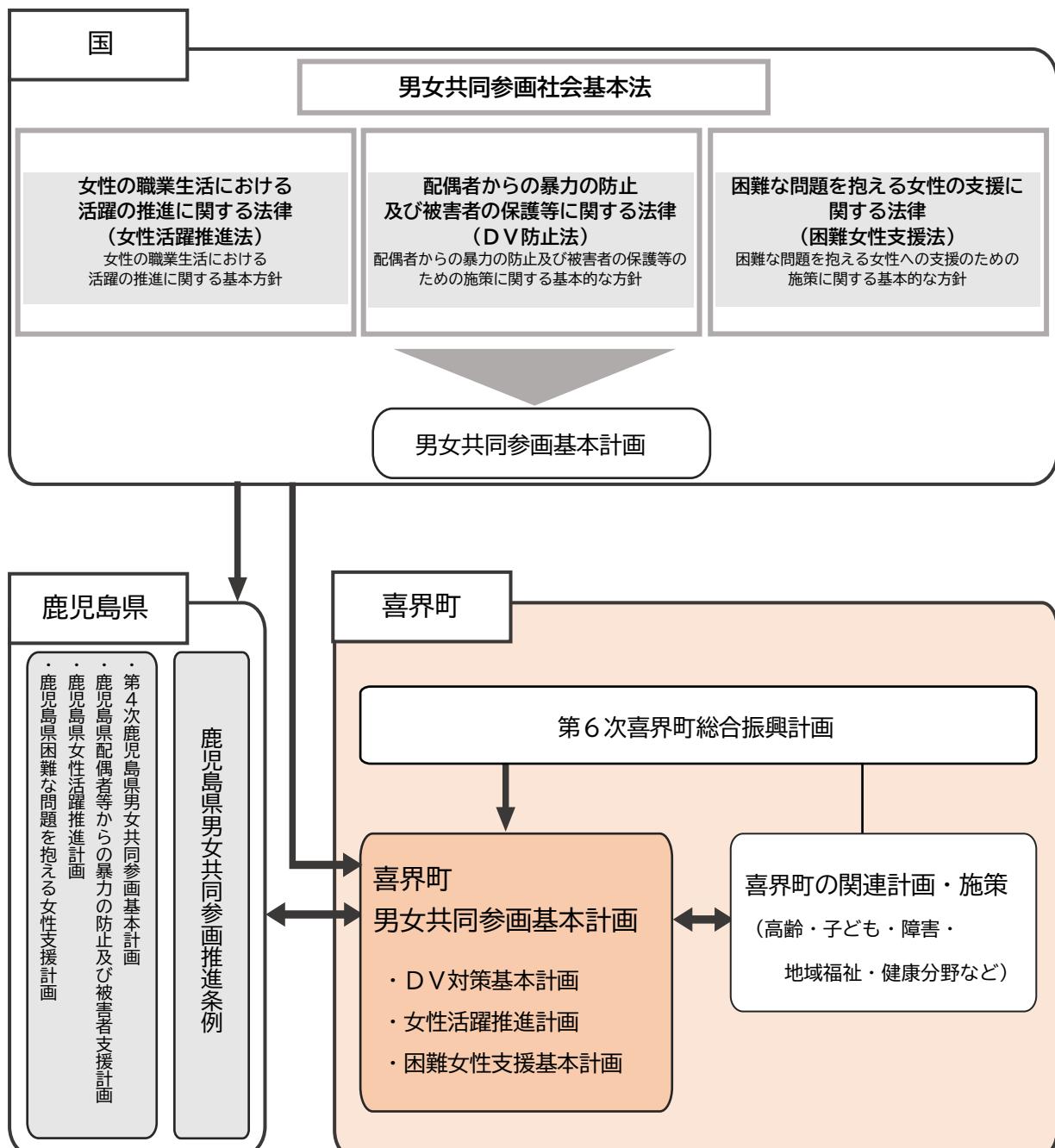
男女が性別にかかわりなく、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、町の実情や課題を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針として位置付けます。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に基づく「市町村女性活躍推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

これらの関連計画を一体的に策定することで、分野横断的な課題に対して切れ目のない支援や施策展開を図り、より効果的かつ実効性の高い取組を推進します。

さらに、国の第6次男女共同参画基本計画、県の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画、第6次喜界町総合振興計画をはじめとする関係計画との整合性を図りながら、本町の将来像や政策目標との連携を意識しつつ策定します。

## 【計画の位置づけ】



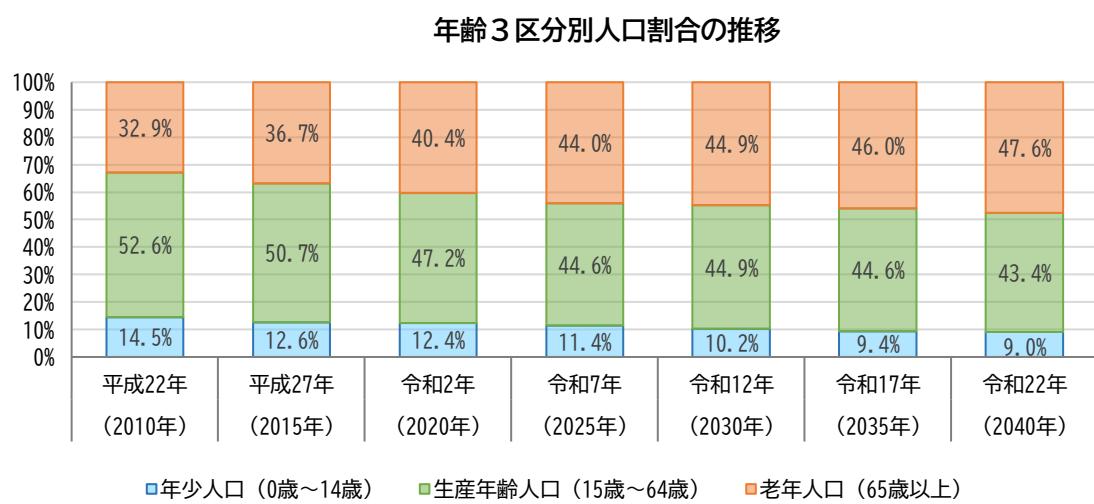
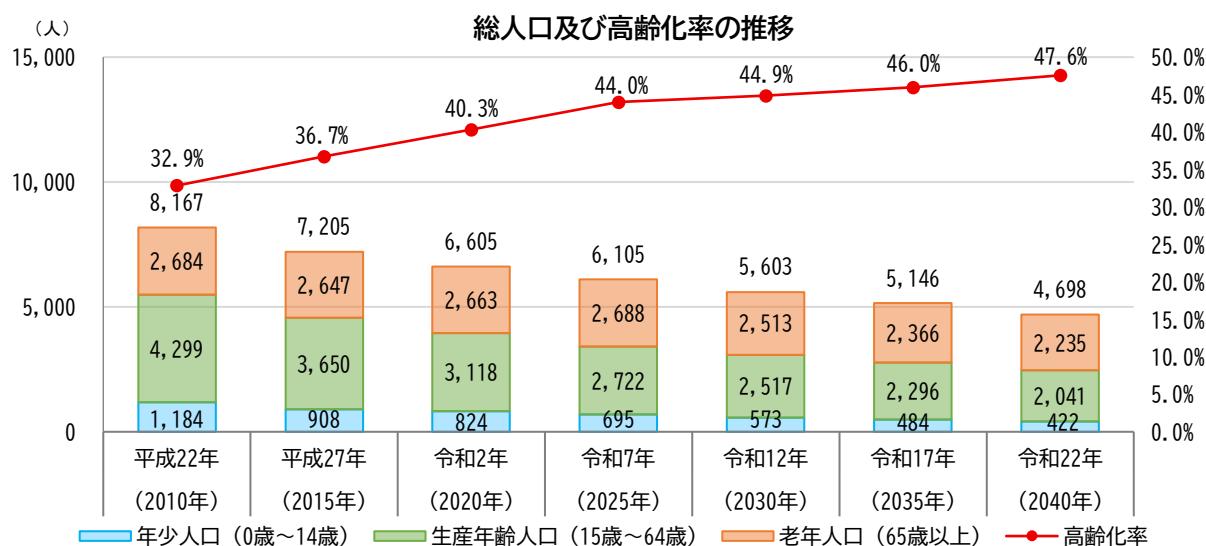
## 第2章 喜界町の現状

## 1 喜界町の現状

### (1) 人口の推移

本町の総人口は、令和2年度 6,605 人で、平成17年以降減少傾向で推移しています。

「地域別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所の推計試算によると、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年では6,105人（高齢化率44.0%）、団塊の世代が90歳となる令和22年では4,698人（高齢化率47.6%）まで、減少するものと見込まれています。

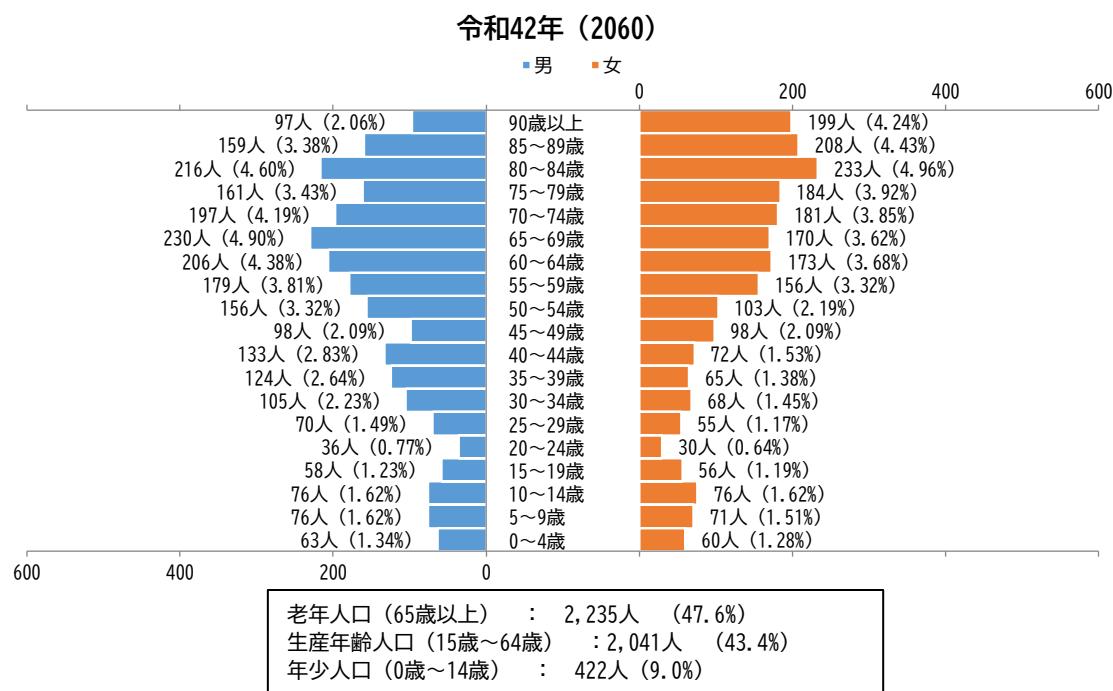
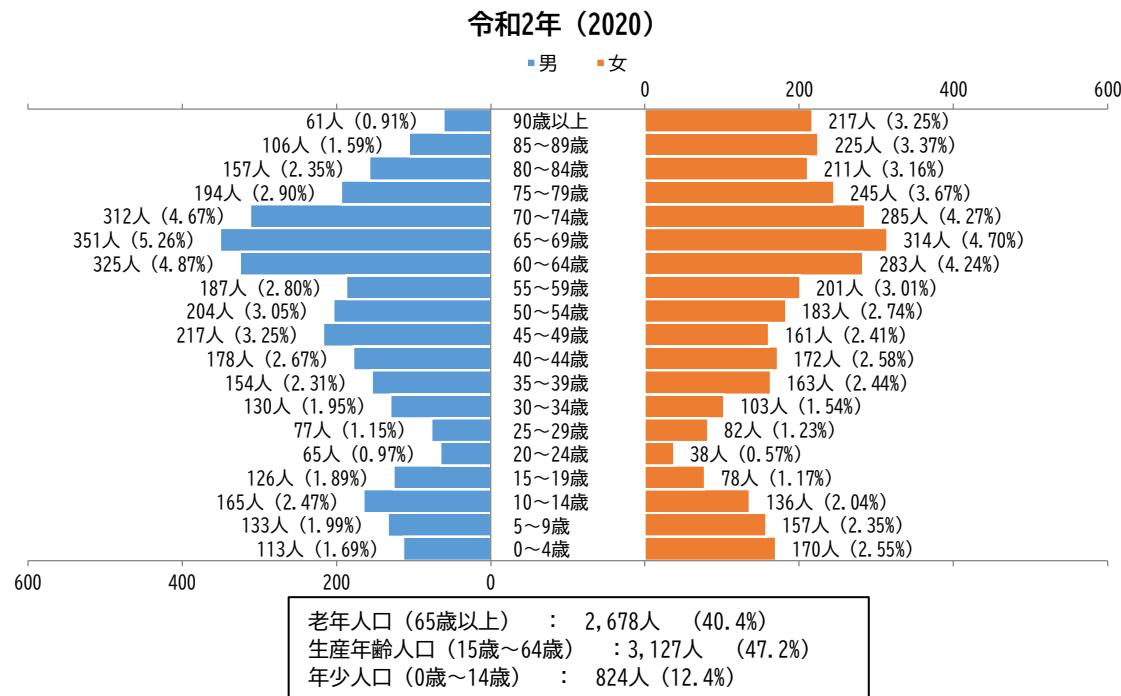


出典：2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」  
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口  
(令和5(2023)年推計)」

## (2) 5歳階級別人口の推移（人口ピラミッド）

令和2年（2020）の年齢別的人口をみると、「団塊の世代」前後にあたる65～74歳で他の年代より人数が多くなっている一方、就学や就職時における若い世代の町外流出の影響がある20～24歳、25～29歳の年代の人数は男女ともに少なくなっています。

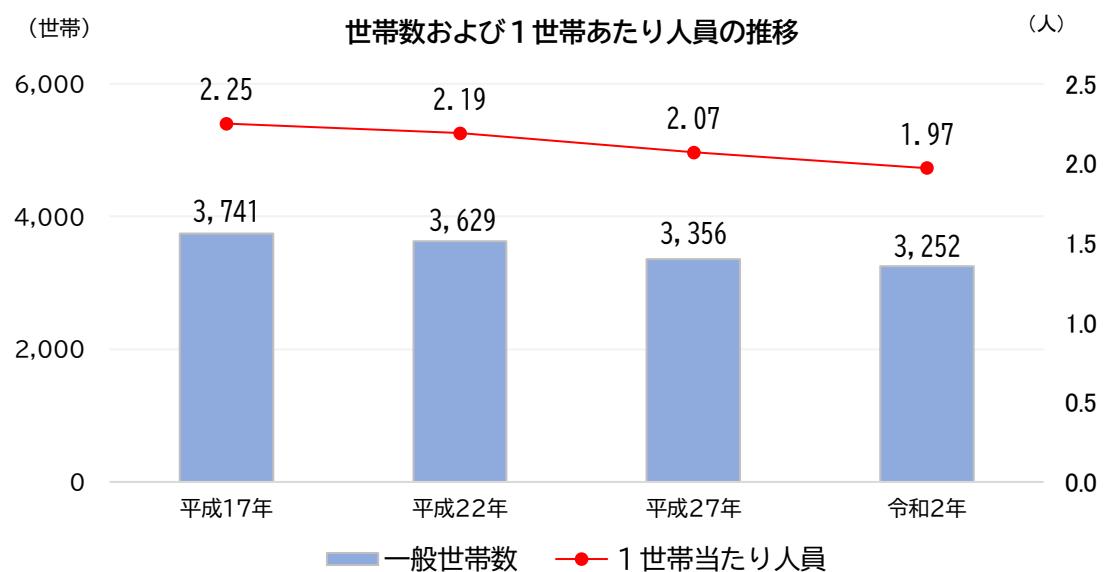
社人研による令和2年（2020）の国勢調査を基にした令和42年（2060）の年齢別将来人口推計によると、高齢者の比率が一層高くなっていくことがわかります。



資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

### (3) 世帯の推移

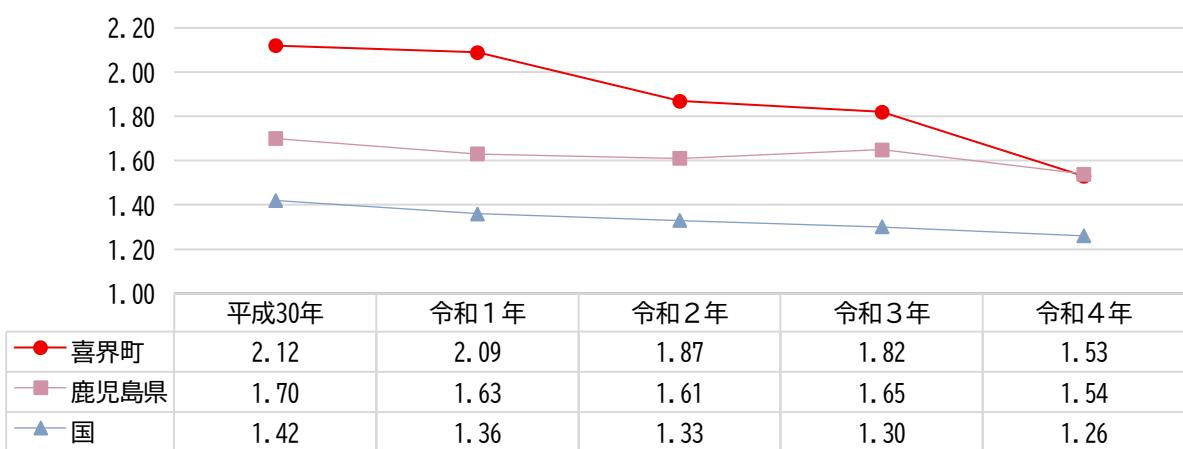
一般世帯数は、令和2年では3,252世帯で平成17年から489世帯の減少となっています。また、世帯あたり人員も平成17年以降、減少傾向で推移しており、令和2年では1.97人と核家族化の進行が伺えます。



出典：「国勢調査」

### (4) 合計特殊出生率の推移

喜界町の一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」については、減少傾向にあります。令和4年1.53と県平均1.54を若干下回っています。



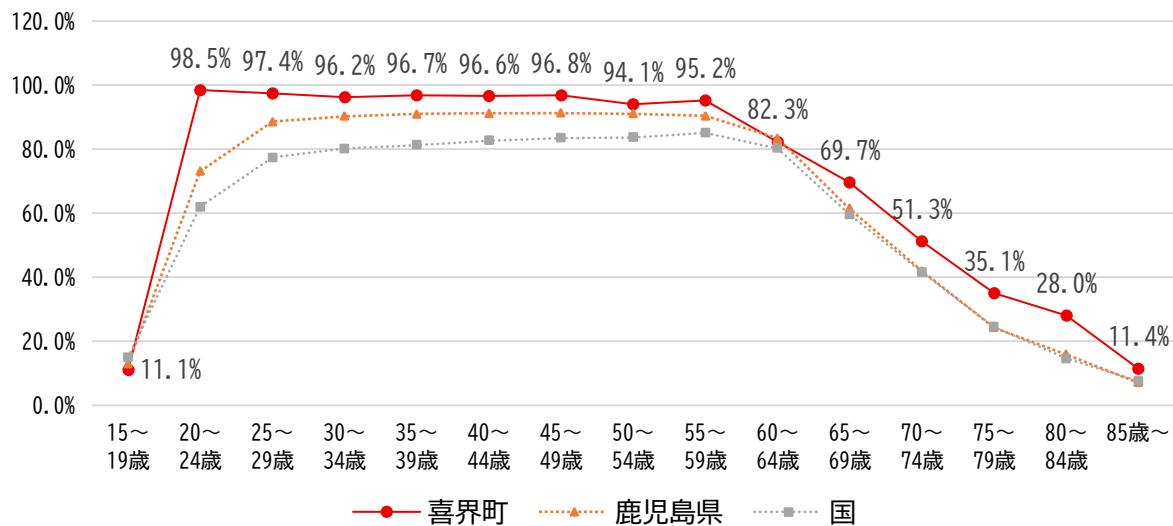
資料：「人口動態統計」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの

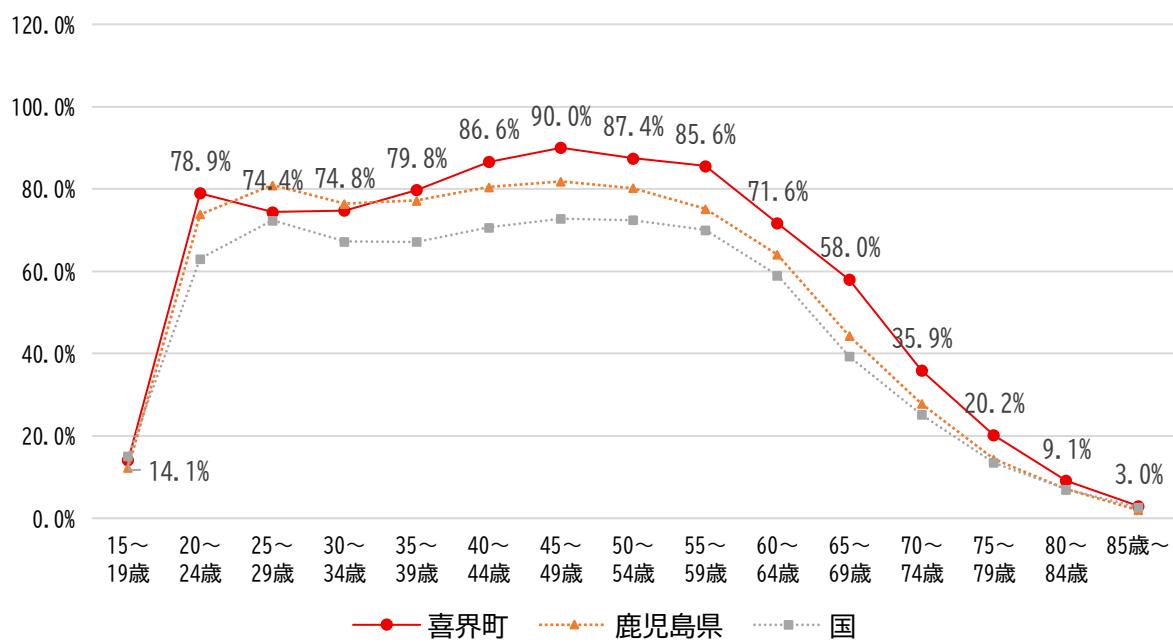
## (5) 年齢階級別労働力率

令和2年の労働力率を鹿児島県・全国と比較すると、男性が全世代で、県・全国よりも高くなっています。女性は、M字型を示しており、特に25～29歳においては凹みが顕著となっています。

年齢別労働力の推移（男性）



年齢別労働力の推移（女性）



出典：「国勢調査」

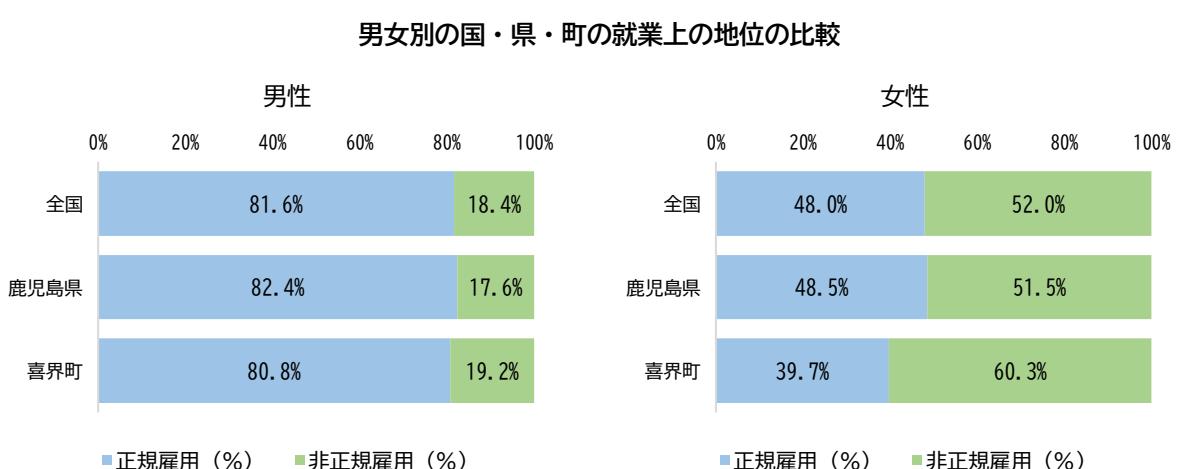
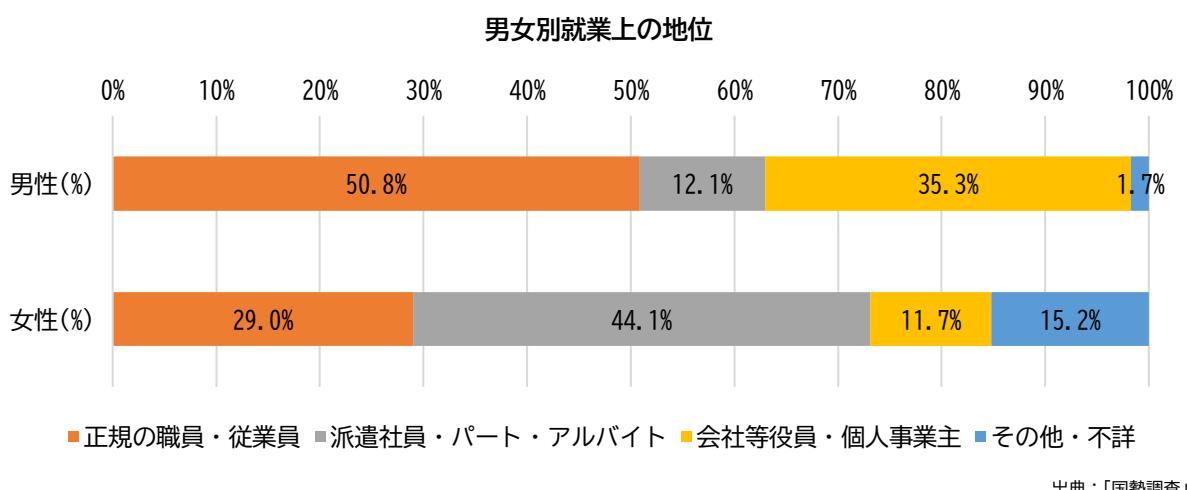
※M字カーブ：女性の年齢階級別労働率をグラフで表した時に「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られ、このグラフの形態を指します。

## (6) 男女別就業上の地位

令和2年の就業上の地位を見ると、男性は「正規の職員・従業員」の割合が最も高くなっています。女性では「派遣社員・パート・アルバイト」に該当する割合が44.1%と高く、男性と比べて約3割程度高い状況にあります。

また、男女別に国および県と比較すると、男性・女性ともに非正規雇用の割合が国・県を上回っています。特に女性については、出産・育児・介護などのライフイベントとの両立を背景に、就業形態の選択が制約されている可能性も考えられます。

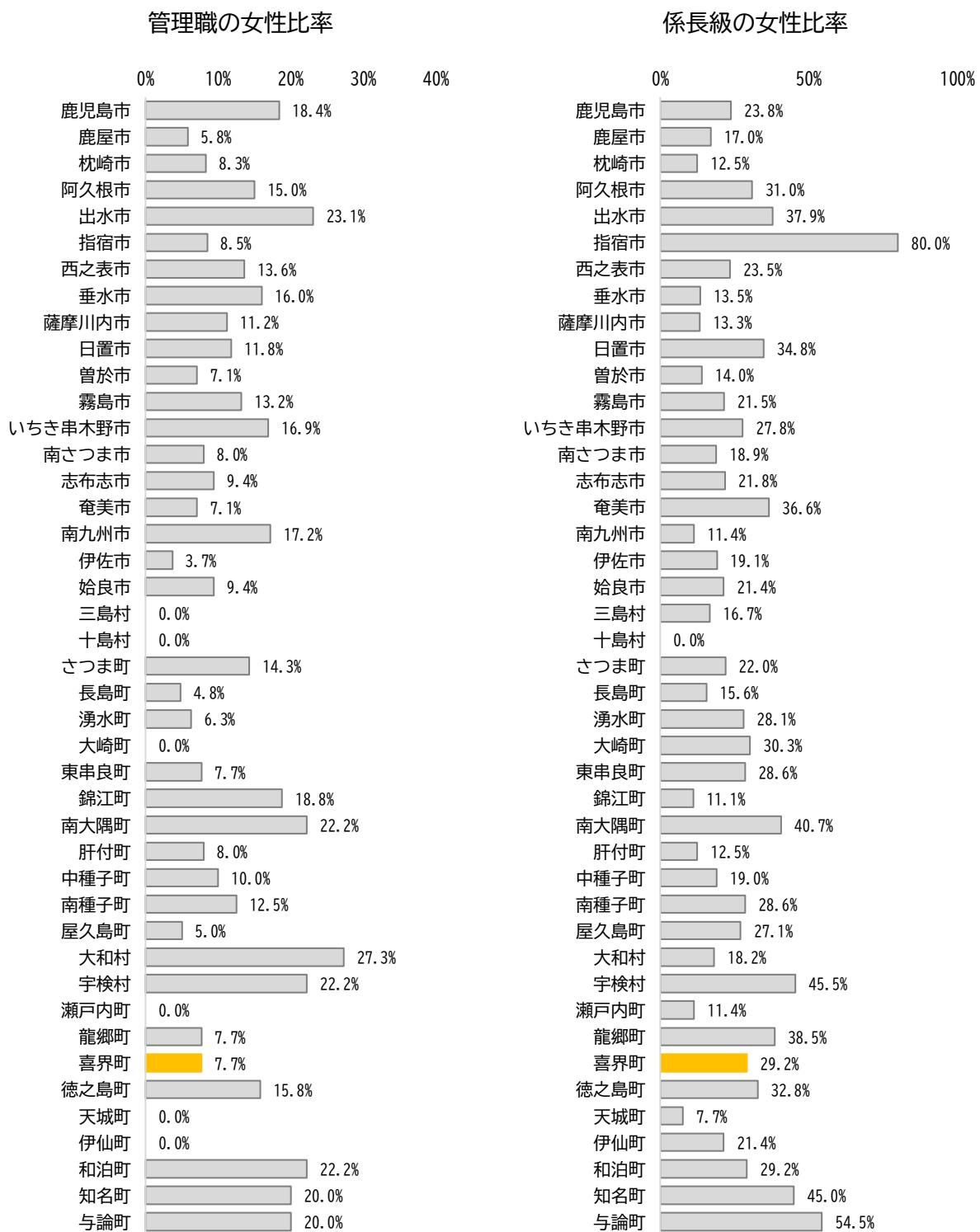
このような雇用形態の違いは、賃金水準や社会保障、キャリア形成の機会にも影響を及ぼすことから、男女間の経済的格差や将来的な生活の安定性に差が生じる要因となり得ます。今後は、仕事と家庭生活の両立支援の充実や、女性の正規雇用化・キャリア形成を支援する取組を進めるとともに、男女を問わず多様で安定した働き方を選択できる環境づくりが求められます。



※正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者  
※非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

## (7) 本町における女性役職の登用状況

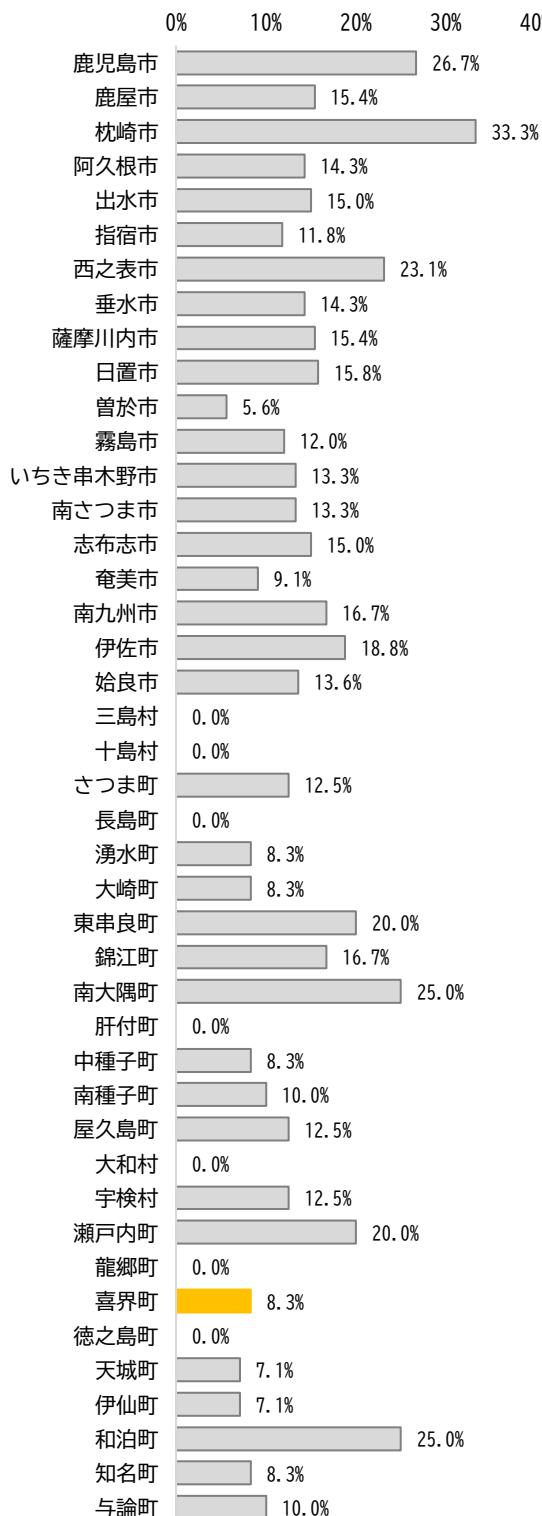
令和6年における女性（本町職員）の参画状況を鹿児島県内43市町村と比較すると、管理職（課長職相当以上）の女性比率は県内30番目となっており、係長級では13番目と比較的高い水準にあり、一定の人材の蓄積が進んでいることがうかがえます。今後は、こうした係長級の女性職員が能力を十分に発揮し、管理職へと円滑にステップアップできる環境整備が求められます。



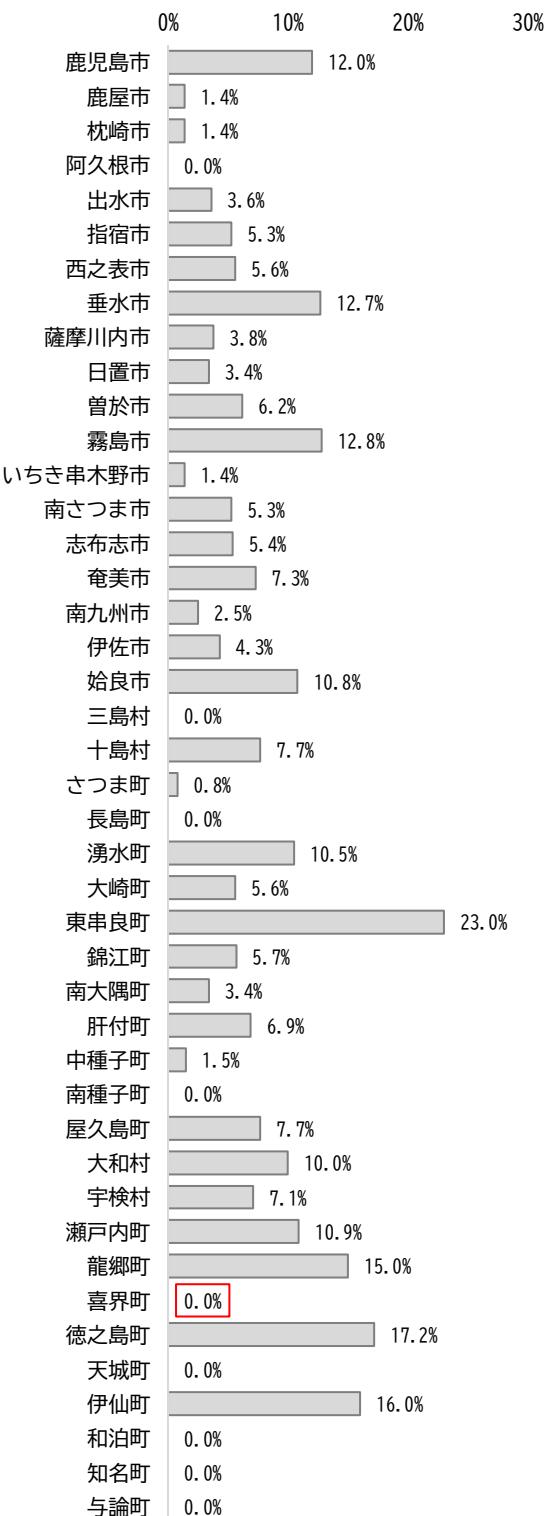
出典：「令和6年度かごしま男女共同参画の状況」  
※調査時点は原則として令和6年4月1日現在であるが、市町村の事情により異なる場合がある。

議会議員における女性の参画状況は、県内市町村の中で 32 番目に位置しており、依然として低い水準にあります。加えて、自治会長に占める女性の割合は 0 % であり、地域における意思決定の場への女性参画が十分に進んでいない状況がうかがえます。

市町村議会の女性比率



自治会長の女性比率



出典：「令和6年度かごしま男女共同参画の状況」

※議員については令和6年12月31日現在、自治会長は令和6年7月までの改選後の数値

## 2 アンケート調査結果

### （1）調査概要

#### ① 調査の目的

この調査は、喜界町の皆様の男女共同参画についての意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会を実現させるための貴重な情報として活用することを目的として実施しました。

#### ② 調査対象

満18歳以上の喜界町民2,000人（無作為）

#### ③ 調査期間

令和7年8月に実施

#### ④ 調査方法

郵送・WEBによる配布・回収

#### ⑤ 回収状況

配布数	回答者数	回答率
2,000件	541件	27.1%

#### ⑥ 集計について

- （ア）グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数（回答者数）を示している。
- （イ）集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- （ウ）複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合がある。
- （エ）回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いている。

## (2) 調査結果

### 【男女共同参画に関する意識について】

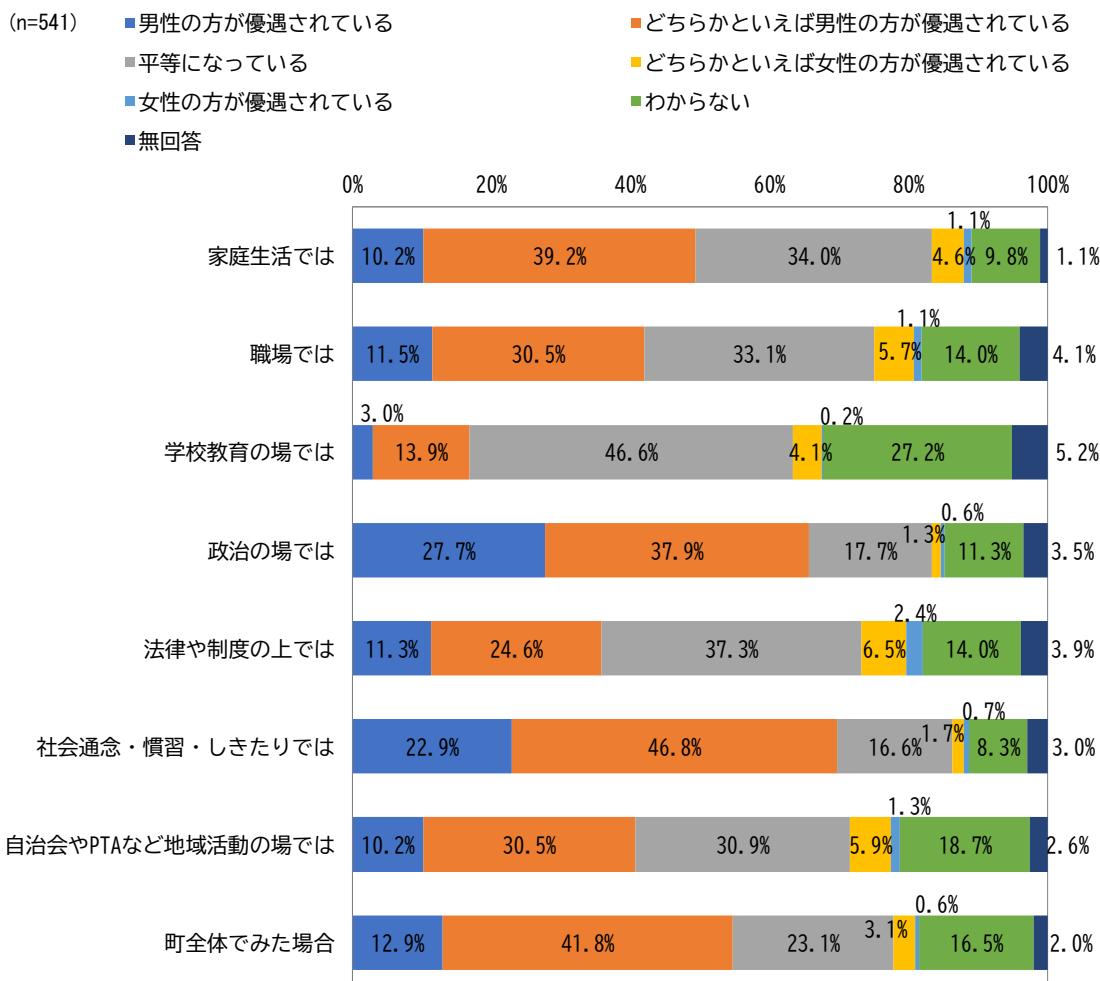
#### ①) 社会の各分野における男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、平等感が高いのは「学校教育の場」が 46.6%、次いで「法律や制度上」が 37.3%、「家庭生活」が 36.0% となっています。

「学校教育の場」、「法律や制度上」以外では、「平等になっている」より『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が高く、依然として男女の役割分担に関する固定観念が根強く残っていることを示しています。特に「政治の場」、「社会通念・習慣・しきたり」ではいずれも『男性優遇』の割合が 7 割近くを占め、その傾向が顕著です。

男女の平等な地位を実現するためには、男性、女性ともに相互の理解と協力を深め、これまでの慣習を見直し、改善に向けた取り組みが求められます。

#### 【男女の地位の平等感】

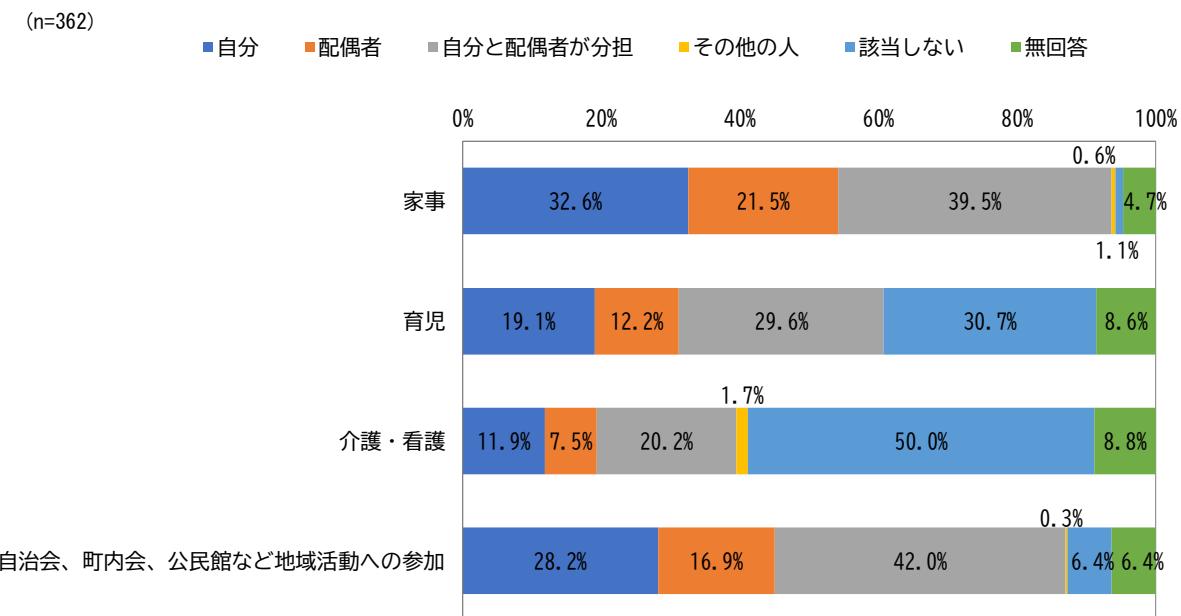


## ②) 家庭内の役割分担

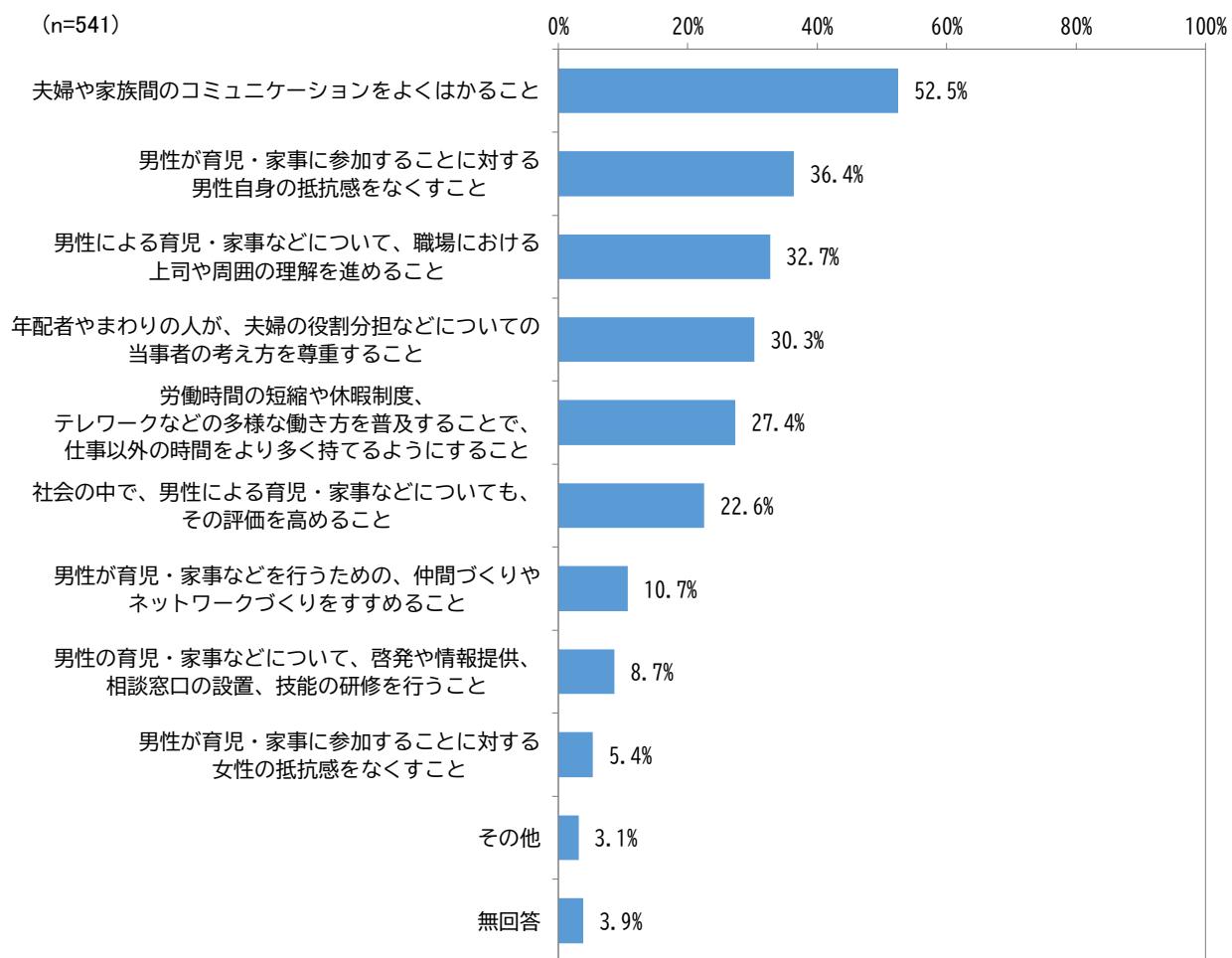
家庭における役割分担については、「自分」と回答した割合は、「家事」32.6%が最も高く、次いで「自治会、町内会、公民館など地域活動への参加」28.2%、「育児」19.1%となっている。一方、「配偶者」と回答した割合は、「家事」21.5%が最も高く、次いで「自治会、町内会、公民館など地域活動への参加」16.9%、「育児」12.2%となっている。また、「自分と配偶者が分担」と回答した割合は、「自治会、町内会、公民館など地域活動への参加」42.0%が最も高く、次いで「家事」39.5%、「育児」29.6%となっている。

今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」52.5%が最も高く、次いで「男性が育児・家事に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」36.4%、「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」32.7%となっています。家庭内の役割分担では、家事は主に女性が担い、また高齢者等の看護や介護、子育てについても女性が負担する部分が依然として多い現状があります。

【家庭内の役割分担】



【男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくために必要な取組】



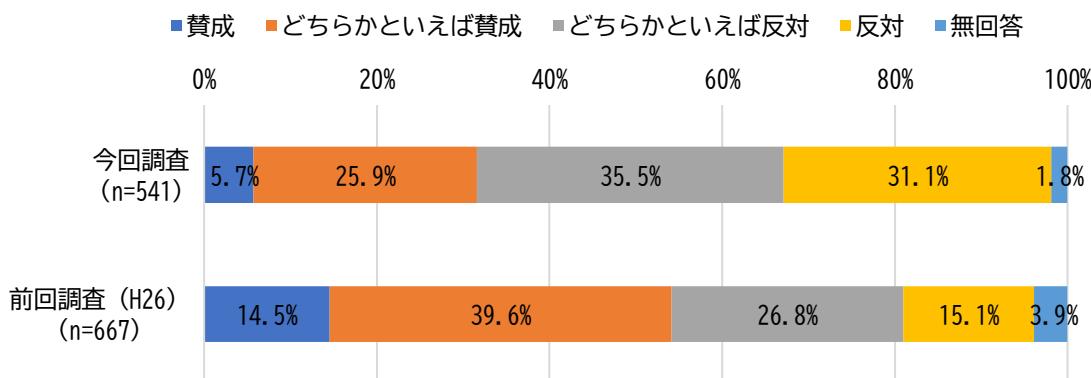
### ③) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識については、「反対」および「どちらかといえば反対」を合わせた割合が 66.6%となっており、性別にとらわれない役割分担を支持する意識が、町民の間に一定程度広がっていることがうかがえます。反対理由として「個性や能力、向き・不向きは性別では決まらない」とする回答が最も多く、男女がそれぞれの意思と適性に応じて生き方や働き方を選択すべきであるという考え方が浸透しつつあります。

一方で、賛成理由として、子育てへの影響や、育児・介護・家事と就労の両立に対する負担感など、生活実態に根差した不安が多く挙げられています。これらは、必ずしも価値観としての性別役割分担意識に基づくものではなく、支援体制や職場環境、地域における受け皿の不足が背景にあると考えられます。

このことから、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に加え、男女が共に育児・介護・家事を担える環境づくりや、仕事と家庭生活の両立を支える地域支援、職場環境の整備を進めていくことが重要です。

#### 【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方】



#### ④) 女性が職業生活で能力を発揮するために必要なことについて

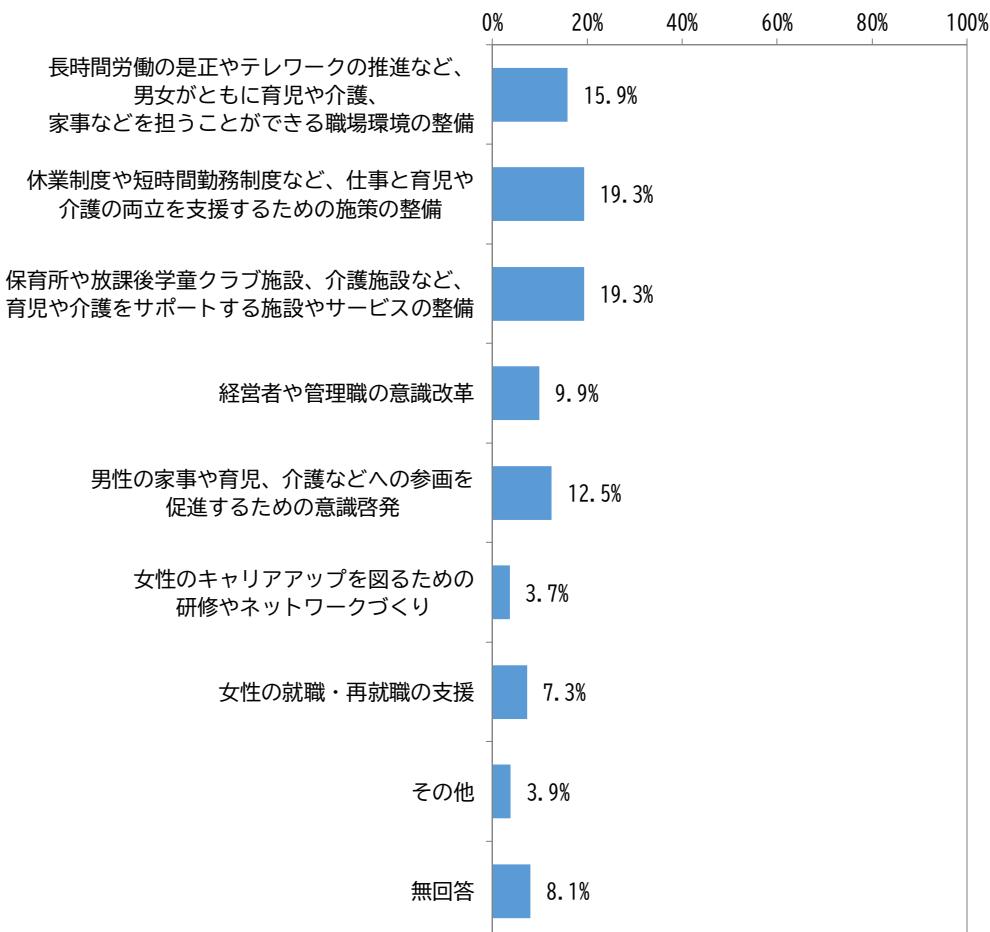
女性が職業生活において能力を十分に発揮するために必要なこととしては、「休業制度や短時間勤務制度など、仕事と育児や介護の両立を支援するための施策の整備」および「保育所や放課後児童クラブ施設、介護施設など、育児や介護をサポートする施設やサービスの整備」がいずれも最も高い割合を占めており、就業継続を可能とする制度面・環境面の基盤整備に対する期待が特に大きいことがうかがえます。

また、「長時間労働の是正やテレワークの推進など、男女がともに育児や介護、家事を担うことができる職場環境の整備」も一定の割合を占めており、女性の活躍推進は、女性のみを対象とした支援にとどまらず、男性を含めた働き方全体の見直しが必要であるとの意識が広がっていることが読み取れます。

女性が安心して働き続け、その能力を十分に発揮できる地域社会を実現するためには、仕事と育児・介護の両立を支える制度や施設・サービスの充実を図るとともに、男女双方の働き方改革や意識啓発を総合的に推進していくことが、重要となります。

##### 【女性が職業生活で能力を発揮するために必要なこと】

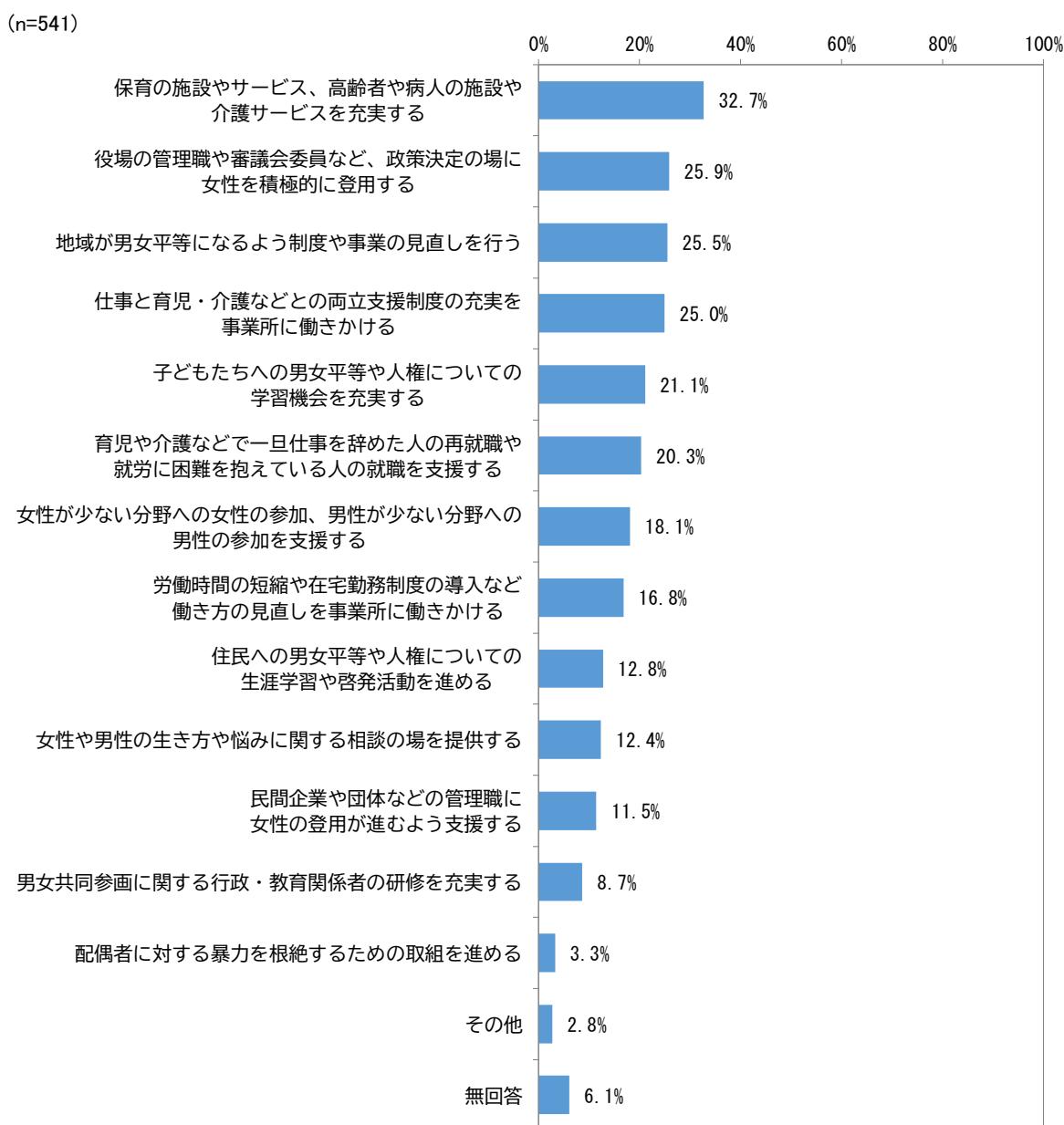
(n=383)



## ⑤) 喜界町に対する男女共同参画社会づくりのために希望する施策

喜界町において、男女共同参画社会づくりのために希望する施策については、「保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が 32.7%と最も高く、次いで「役場の管理職や審議会委員など、政策決定の場に女性を積極的に登用する」が 25.9%、「地域が男女平等になるよう制度や事業の見直しを行う」が 25.5%となっています。これらの結果から、町民が男女共同参画の推進にあたり、生活に密着した支援策とともに、意思決定の場における女性の参画拡大を重視していることがうかがえます。

【男女共同参画社会づくりのために希望する施策】



## 【配偶者等からの暴力について】

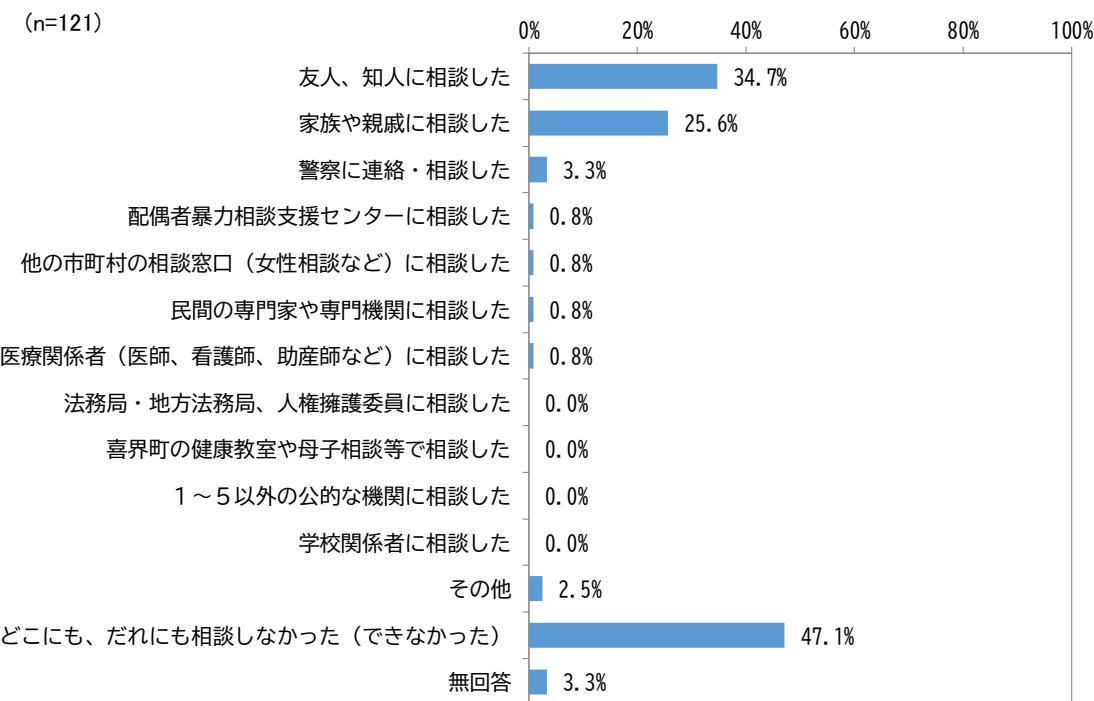
### ①) DVについて

交際相手や元交際相手、配偶者や元配偶者から受けたDVの内容について、「あった」（「何度もあった」+「1、2度あった」）と回答した割合をみると、「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、本人や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けたなど、精神的な暴力があった」が17.0%と最も高くなっています。次いで、「なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行があった」が16.8%、「嫌がっているにもかかわらず性的な行為を強要されるなど、性的な暴力があった」が9.6%となっており、精神的暴力に限らず、身体的・性的暴力も一定の割合で発生していることがうかがえます。

また、DVの経験について相談の有無をみると、「どこにも、だれにも相談しなかった」が47.1%と最も高く、被害の半数近くが周囲に知られないままとなっている状況が明らかとなっています。相談先としては、「友人・知人」が34.7%、「家族・親戚」が25.6%と身近な人に相談するケースが多い一方で、「警察」への相談は3.3%にとどまっており、公的機関につながりにくい実態がうかがえます。

DVは相談に至らないことで被害が深刻化・長期化するおそれがあることから、被害者が孤立することなく、安心して早期に相談できる環境づくりが重要です。そのため、身近な相談窓口の充実を図るとともに、相談先や支援内容について町民への周知・啓発を一層推進していく必要があります。

### 【DVの経験の相談相手】

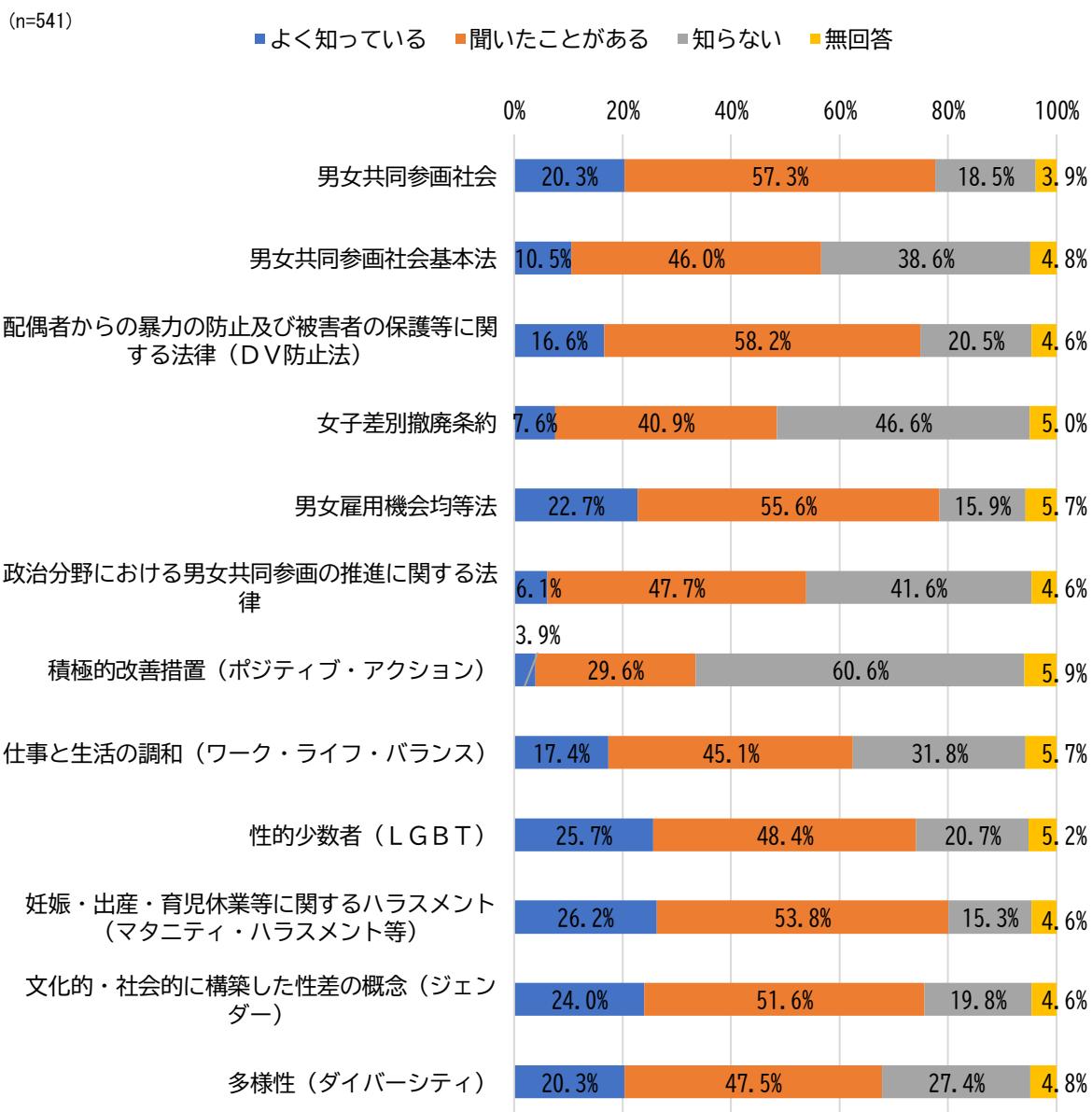


## 【男女共同参画の推進について】

### ①) 認知度について

各制度や用語の認知度について「知っている」（「よく知っている」+「聞いたことがある」）と回答した割合をみると、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント等）」が80.0%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が78.3%、「男女共同参画社会」が77.6%となっています。これらはいずれも約8割前後と高い認知度を示しており、職場や社会生活に密接に関わる制度や概念については、一定程度町民に浸透していることがうかがえます。

【用語の認知度】



## 【災害時の男女共同参画のことについて】

---

### ①) 防災・災害時の対応

近年、全国的に地震・台風・豪雨などの自然災害が頻発・激甚化しており、地域における防災力の強化は喫緊の課題となっています。災害時には、避難所の運営や生活環境の整備において、性別や年齢、障がいの有無、家庭状況などに応じた多様なニーズへのきめ細かな対応が求められています。

「災害時に男女が安心して過ごせる避難所運営体制を整えてほしい」「防災訓練や地域防災会議に女性の参加を促してほしい」といった意見が寄せられています。特に、避難所におけるプライバシーの確保や、生理用品等の性別に配慮した物資の備蓄、妊産婦や子育て世帯、高齢者への配慮を求める声が多く見受けられ、災害対応における男女共同参画の重要性が町民の間でも認識されつつあります。

一方で、災害対策本部や避難所運営組織、地域防災活動においては、女性の参画が依然として少ない状況にあり、防災分野における意思決定過程に女性の視点や意見が十分に反映されているとは言えません。多様な立場の声を防災施策に反映させる体制づくりは、今後の重要な課題です。

今後は、平常時からの防災訓練や地域防災会議等において、男女が共に参加し、意見を出し合える環境づくりを進めるとともに、避難所運営マニュアルへの男女共同参画の視点の反映や、災害対応に携わる職員への研修の充実を図る必要があります。災害時には、プライバシーと安全の確保、性別やライフステージに配慮した物資の準備、男女それぞれの視点を活かした避難所運営を通じて、誰もが安全に、安心して避難生活を送ることができる環境の整備が求められます。

### 第3章 計画の基本理念・基本方針

## 1 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

本計画は、国の男女共同参画基本計画が掲げる「性別にかかわりなく一人ひとりの人権が尊重され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮でき、安心・安全に豊かに暮らせる社会」という理念を、喜界町の実情に即して具体化することを目的とするものです。

町民アンケートからは、固定的な性別役割分担意識の根強さ、相談・支援が必要な人に十分行き届いていない現状、災害時におけるジェンダーへの配慮不足といった課題が明らかになりました。また、喜界島みらい会議では、「自分らしさを軸に学び、働き、暮らす」ことができる将来像が描かれています。こうした課題認識と将来像を踏まえ、本計画では次の方向性に基づき、男女共同参画の推進と地域づくりを進めていきます。

第一に、人権と多様性の尊重を基盤とし、偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を教育・啓発を通じて解消します。その際、「男らしさ・女らしさ」といった文化や価値観を一律に否定するのではなく、個人の尊厳や多様な生き方を尊重しながら、相互理解に基づく取組を進めます。また、男女共同参画の推進は、子どもを中心に据えた社会づくりにもつながるものであり、子育てに誇りを持てる環境整備や教育の充実は、地域を支える重要な基盤となります。

第二に、家庭・職場・地域などあらゆる場面での対等な参画と意思決定を促進し、家事・育児・介護を社会全体で支え合う仕組みづくりを進めます。あわせて、人手不足が深刻化する中で、男性の育児休業取得の促進や女性の正規雇用への転換などについては、地域や事業者の実情に即した施策を検討します。

第三に、誰もが安全・安心に暮らせるよう、暴力の未然防止、早期相談、切れ目のない支援体制の整備に加え、災害時におけるジェンダーの視点に立った対応を徹底します。

第四に、学び直しや就労、起業、地域活動への挑戦を後押しし、若者、子育て世代、高齢者、障がいのある方など、誰もがその能力を発揮できる機会の拡充を図ります。

これらの取組を通じて、性別にかかわらず互いを尊重し、協働する地域文化を育み、次世代が「住んでよかった」と実感できる持続可能な喜界町の実現をめざします。その基本理念として、「誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を位置づけます。

あわせて、本計画では町民アンケートの結果や国・県の最新動向を踏まえ、Well-being の向上、地域の持続可能性、災害時における安全・安心を同時に実現する視点を、これまで以上に重視していきます。

### 基本理念

**誰もがともにいきいきと、**

**個性と能力を発揮できるまち**

## 2 喜界町における男女共同参画推進のあり方

男女共同参画社会の実現にあたっては、行政だけが主体的に取り組むべきものではなく、男女共同参画推進の取り組みは、「家庭」「地域」「職場」等住民にとって最も身近な暮らしの場での実践活動が重要です。

喜界町における男女共同参画推進のあり方として、一人ひとりが男女共同参画の取り組みを推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより、地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて、全ての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

## 3 計画の基本方針

この計画は「誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」の実現に向けて、次の3つの項目を基本方針とします。

基本目標1 男女共同参画理念のさらなる理解度向上

基本目標2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の拡大

## 4 指標及び目標値

実効性のある計画とするため、各施策について目標となる数値を設定します。これらの目標値について、必要に応じ進捗状況の確認を行うこととします。

項目	令和7年度 実績値	令和12年度 目標値	新計画 令和17年度 目標値
1 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	80%	90%	100%
2 「ジェンダー」の認知度	75.6%	90%	100%
3 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	62.5%	80%	100%
4 「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	74.8%	90%	100%
5 町の管理的地位(課長相当職以上の職員の割合(役場等)	7.7%	10%	13%
6 町の審議会等委員への女性の登用率	28.7%	30%	40%
7 町の消防団員に占める女性の割合	6.7%	8%	10%
8 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加ための休暇(特別休暇)取得率(役場等)	4.1%	30%	100%
9 男性職員の育児休業取得率(役場等)	0%	10%	30%
10 かごしま子育て応援企業登録数(民間)	0社	5社	10社
11 鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数(民間)	0社	5社	10社
12 配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)人の割合	47.1%	45%	40%
13 地域活動への参加率(全体)	-	-	今後設定 (中間見直し時)
14 ハラスメント等の防止に関する措置を実施している町内事業所の割合	-	-	今後設定 (中間見直し時)
15 事業所における男女間賃金格差の状況	-	-	今後設定 (中間見直し時)

## 5 施策体系

### 基本理念

誰もがともにいきいきと、個性と能力を發揮できるまち

#### 基本目標1 男女共同参画理念のさらなる理解度向上

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 施策の<br>方向性 | (1) 社会制度・慣行の見直し、意識の改革      |
|            | (2) 男女共同参画を正しく理解する教育・学習の充実 |
|            | (3) 若者世代への啓発と育成            |
|            | (4) 高齢社会における男女共同参画         |

DV防止基本計画

困難女性支援基本計画

#### 基本目標2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 施策の<br>方向性 | (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援  |
|            | (2) ジェンダーに基づく暴力への対策推進   |
|            | (3) ハラスメント等の防止に向けた対策の充実 |

女性活躍推進計画

#### 基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の拡大

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 施策の<br>方向性 | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 |
|            | (2) 高齢者、障害者、外国人等への環境整備  |
|            | (3) ワーク・ライフ・バランスの推進     |
|            | (4) 防災・災害時における男女共同参画の視点 |

## 基本目標 1 男女共同参画理念のさらなる理解度向上

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的性別役割分担意識や男女の適性や能力に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等感の形成が大きな課題となっています。とりわけ、国の第6次計画等が示す「ジェンダー主流化」や「ウェルビーイングの向上」の考え方を踏まえ、価値観・制度・運用のすべての層で偏見の是正と尊厳の確保を同時に進める視点が求められます。

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択できる社会の実現に向け、男女共同参画の理念を町全体に一層浸透させます。

町民アンケートからは、男性中心の慣行や固定的な性別役割分担意識の根強さに加え、男女共同参画に関する用語の認知不足や、相談・支援先の周知が十分でないといった課題が明らかになりました。こうした課題に正面から向き合い、学校教育・社会教育・地域学習・職域研修を相互に連携させた、切れ目のない学びの機会を充実させていきます。

また、喜界島みらい会議が示した「自分らしさを軸に学び、働き、暮らす」という価値観を重要な視点として位置づけ、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を可視化し、世代や立場を超えて対話できる場づくりを進めます。あわせて、審議会や地域組織等における役割分担や慣行の見直しを促すとともに、広報媒体やデジタルツールを活用した、分かりやすく継続的な情報発信により、男女共同参画の理念を日常の行動につなげていきます。

離島という小さな社会だからこそ、顔の見える関係性を強みとして活かし、誰もが学び合い、支え合う文化を育み、その価値を次世代へと継承していきます。

## 施策の方向性

### 1 社会制度・慣行の見直しと意識改革

### 2 男女共同参画を正しく理解するための教育・学習の充実

### 3 若者世代への啓発と人材育成

### 4 防災・災害時における男女共同参画の視点の徹底高齢社会

## 基本目標 2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

基本目標2においては、男女共同参画基本計画の一部として施策を推進するとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、これらの法律に基づく市町村計画として位置づけます。

暴力は人権を踏みにじる行為であり、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、配偶者等からの暴力（DV）など、さまざまなかたちで現れます。性別や立場を問わず、あらゆる暴力は決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題です。暴力を個人の問題としてではなく社会の構造的課題として捉え、予防から自立支援までを地域全体で担う視点が不可欠です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われることが多く発見が困難なうえ、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向があります。被害者の多くは女性であり、その背景には女性の人権が軽視されてきた社会構造があると指摘されています。町民アンケートにおいても、被害への不安や相談行動の停滞が示されており、支援につながるまでのアクセス障壁の低減が課題となっています。

本計画では、DVをはじめ、性暴力、デートDV、インターネット・SNS上の加害・被害、職場や学校等でのハラスメントなど、ジェンダーに基づく暴力を社会課題として「見える化」し、その根絶に向けた取組を進めます。あわせて、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思と尊厳を尊重し、相談、保護、生活再建、自立に至るまで、切れ目のない包括的な支援を行います。

匿名相談や夜間対応、SNS等を活用した複線的な相談窓口の周知・充実を図り、誰もが安心して支援に到達できる環境を整えます。さらに、医療、警察、法曹、福祉、教育、民間支援団体等の関係機関が連携した支援体制を強化し、困難な状況にある女性に対する伴走型支援を推進します。

また、学校や地域における予防教育等の取組を推進するとともに、通報者の保護や二次被害の防止を徹底します。加えて、災害時や避難所等の非常時においても、ジェンダーの視点を取り入れた配慮ある運営の標準化を進めます。

「暴力を許さない」という明確なメッセージのもと、町全体で人権を守る体制を築き、暴力の未然防止と被害者の尊厳回復を両立させ、困難な問題を抱える女性を含め、誰もが安心して暮らせる男女間の暴力のない地域社会の実現をめざします。

## 施策の方向性

### 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の充実

### 2 ジェンダーに基づく暴力への総合的な対策の推進

### 3 ハラスメント等の防止に向けた取組の強化

### 基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の拡大

基本目標3においては、男女共同参画基本計画の一部として施策を推進するとともに、「女性活躍推進法第6条」に基づく市町村女性活躍推進計画を包含し、女性がその個性と能力を十分に発揮し、地域のあらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めます。

近年、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の流行など、災害・感染症リスクが顕在化しており、平常時から非常時まで一貫して対応できる体制整備が求められています。本計画では、尊厳・プライバシー・安全を守り、困難な状況からしなやかに立ち直る力を備える「レジリエンス」の考え方を取り入れ、男女双方の視点を地域運営の標準として組み込むことを重視します。

町民の防災意識は高まりつつある一方で、避難所等において男女の異なるニーズや状況への配慮が十分でないこと、地域住民同士のつながりの希薄化が進んでいることが懸念されています。町民アンケートで示された「配慮不足の実感」を真摯に受け止め、誰一人取り残さない包摶の視点を防災・減災対策に反映させます。

特に災害時には、平常時に存在する社会的課題がより顕在化することから、従来の慣行や固定的な考え方とらわれず、男女共同参画の視点に立った地域防災を推進します。避難所運営マニュアルの整備や見直し、ともに助け合う地域コミュニティの形成など、災害に備えた意識の醸成と具体的な取組を進めます。その際、性別、年齢、障がい、文化的背景などの多様性に配慮したコミュニケーションと役割設計を重視します。

また、男女が生涯を通じて楽しく、仲良く、いきいきと暮らすためには、心身の健康の保持が欠かせません。性の特性に応じて、妊娠・出産や、前立腺がん、子宮がん、乳がんなどの健康課題に直面する可能性があることを踏まえ、性差に配慮した健康づくりを推進します。あわせて、近年社会問題となっている自殺については、男性の割合が高い傾向にあることを踏まえ、男女共同参画の視点から心の健康対策を強化します。孤立の防止や社会的つながりの再構築を図り、心身の健康を「地域で支える」仕組みづくりを進めます。

さらに、女性は出産・育児・介護等を理由に離職を余儀なくされる場合が多く、非正規雇用労働者の割合も高いことから、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。こうした女性の貧困問題をはじめ、高齢者、障がいのある方、外国人住民など、さまざまな理由により困難を抱える人が、日常生活で感じている不安や不便を軽減し、誰もが自立した生活を送ることができるよう、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

あわせて、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、意思決定に参画できる社会の実現に向け、政策形成から地域運営、職場、家庭、防災に至るまで、あらゆる分野における参画機会の拡大を図ります。審議会・協議会・地域組織等における女性や若者の参画を計画的に促進するとともに、オンラインの活用、託児や交通支援などにより、参加に伴う時間的・地理的・心理的な障壁の低減を図ります。

働き方の面では、男性の家庭・地域への参画を促進しつつ、育児や介護と就労の両立が可能となる環境整備を進めます。短時間正社員制度や在宅勤務、時差勤務など、多様で柔軟な働き方の選択肢について、町内事業者と連携しながら普及を図るとともに、若者会議が描く「学び直し・就労・起業・地域活動」が循環する地域づくりを後押しします。

これらの取組を通じて、平時から非常時まで男女共同参画の視点を徹底し、離島である喜界町

の暮らしを支えるレジリエンスを高めるとともに、参画の裾野を広げることで町全体の活力を創出し、次世代が「住んでよかった」と実感できる持続可能な喜界町の基盤づくりを進めます。

## 施策の方向性

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

2 高齢者、障がいのある方、外国人住民等への環境整備

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

4 防災・災害時における男女共同参画の視点の徹底

## 第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

## 基本目標 1 男女共同参画理念のさらなる理解度向上

### 施策の方向性 1 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

家庭、学校、地域、職場など、町民の暮らしに身近なあらゆる場において、これまで当たり前とされてきた性別による思い込みや固定観念を見直し、性別にかかわりなく、誰もが尊重される喜界町らしい風土の醸成を図ります。

特に、本町においては、世代や集落ごとに価値観や生活慣行が受け継がれてきた背景があることから、世代間・地域間で意識の差が生じやすい状況があります。こうした特性を踏まえ、町民に分かりやすい広報・啓発と、身近な場での継続的な学習機会を組み合わせることで、男女共同参画への理解を段階的に深めていきます。

また、無意識のうちに生じるアンコンシャス・バイアスへの気づきを促し、家庭や地域活動、職場など日常の行動を見直す対話の機会を通じて、具体的な行動変容につなげます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>各世代の男女の意識と実態等について把握し、男女共同参画施策へ反映します。</li><li>男女共同参画にかかる統計情報を収集・整備し、提供します。</li></ul>	企画観光課 関係各課
2	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>男女が共に家庭責任を果たすための学習会（子育て、介護、料理教室等）を開催します。</li></ul>	教育委員会 生涯学習課 保健福祉課
3	職場内における慣行の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>職場における固定的な役割分担見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。</li><li>男女雇用機会均等法等の法令の遵守に向けた情報提供を関係事業所に行います。</li></ul>	企画観光課 関係各課
4	学校運営における慣行の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>社会的差別に起因する町民の様々な悩みに対応するため、男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実を図ります。</li></ul>	住民課 保健福祉課 関係各課

5	地域運営における慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づいた慣行の見直しのための研修、広報、啓発活動を行います。</li> </ul>	総務課 企画観光課
6	行事やイベントにおける慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事、イベント等における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。</li> <li>町が主催するイベント等については、積極的に慣行の見直し、改善を行います。</li> </ul>	企画観光課 関係各課
7	集落活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりの研修を実施し、女性をはじめ多様な人の参画の拡大に取り組みます。</li> </ul>	総務課 企画観光課
8	仕事と生活の調和に関する男女共同参画社会形成への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであるについての社会的理解を深めます。</li> <li>職場等において働き方の見直しと、男女共同参画社会形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を進めます。</li> </ul>	総務課 関係各課

## 施策の方向性2 男女共同参画を正しく理解する教育・学習の充実

成長段階に応じた学びを通じて、互いの違いを認め合い、尊重しながら協力して生きていく姿勢を育みます。

学校教育・社会教育・家庭教育の連携を一層強め、人権、多様性、情報モラル、性の同意などについて、発達段階に応じて体系的に学ぶ機会を整備します。

また、島しょ地域である喜界町の実情や、集落を単位とした人と人とのつながりを生かし、地域の実情に根差した教材や学習機会の充実を図ります。

さらに、保護者や地域団体と協働し、家庭や地域ぐるみでの実践につなげることで、男女共同参画の理念が日常の行動として定着することを目指します。

No	施 策	実施内容	所管課
1	男女共同参画社会づくりへ向けた町民への広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● さまざまな広報媒体を活用し、男女共同参画について分かりやすく広報します。</li><li>● 町が行う広報、啓発活動に男女共同参画の視点を反映します。</li><li>● 国や地方公共団体と連携して、効果的な啓発活動に取り組みます。</li><li>● 町民との協働による啓発活動を推進します。</li></ul>	企画観光課
2	幼児・学校教育における社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むために、社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした人権教育を通して、男女平等教育を推進します。</li></ul>	教育委員会 総務課
3	男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 固定的な性別役割分業意識の解消と、「男女の人権の尊重」を基盤とした自立の意識を育むために、生涯学習・社会教育において、男女共同参画社会についての理解を深める学習機会の提供に努めます</li></ul>	教育委員会 総務課 教育委員会 生涯学習課

4	生涯学習・社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習、社会教育を行う際に、男女共同参画社会形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等の諸要因を助長するものでないか考慮します。</li> </ul>	教育委員会 総務課 教育委員会 生涯学習課
5	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行います。</li> </ul>	企画観光課
6	男女共同参画社会についての情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県の取組や法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、町のあらゆる媒体を活用し提供します。</li> </ul>	企画観光課
7	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。</li> </ul>	教育委員会 総務課 企画観光課 関係各課
8	女性差別撤廃条約等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い国際的な法令や条約等について、町職員をはじめとする公職に携わる人に対して理解の促進を図るとともに、住民に対するわかりやすい周知に配慮します。</li> </ul>	企画観光課
9	人権・男女共同参画についての事業等の取組に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会についての理解を深める学習を実施するに当たって資料・情報の提供等を行います。</li> </ul>	総務課 企画観光課 教育委員会 総務課
10	教育関係者等への意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しに向けて、教職員、幼稚園教諭、保育士等を対象に男女共同参画社会についての研修に取り組みます。</li> </ul>	教育委員会 総務課

11	管理職を活用した男女共同参画概念の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育の場における管理職が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取り組みを促進します。</li> </ul>	教育委員会 総務課
12	「人権週間」における広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。</li> </ul>	総務課
13	地域における学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館講座等での啓発活動に努めます。</li> </ul>	教育委員会 生涯学習課 関係各課
14	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講演会や研修会を実施します。</li> </ul>	企画観光課 保健福祉課
15	書籍やDVD等関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育機関、各種団体等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。</li> </ul>	企画観光課 教育委員会 関係各課

### 施策の方向性3 若者世代への啓発と育成

近年、女性の社会活動への参加意欲は高まり、職場や地域活動においても活動分野の拡大が進んでいます。一方で、審議会や各種委員会、地域組織など、まちづくりに関する政策や方針を決定する場においては、女性の参画は依然として十分とはいえない状況にあります。

本町では、集落や産業分野ごとのつながりが強い一方で、意思決定の担い手が固定化しやすいという課題があり、多様な視点が反映されにくい状況が生じています。

まちづくりの意思決定に多様な視点を反映させるため、審議会や地域組織への女性の参画を計画的に拡大します。

特に、委員に女性が一人もいない「女性ゼロ」の解消と、女性比率の向上を目標に、公募・推薦の在り方を見直します。

あわせて、女性が就業や起業、産業分野で経験を積み、その力を地域や政策の場で生かしていく循環を構築するため、就業・起業支援や学習機会の充実を図り、参画後の育成・登用につなげます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	就職・再就職・就業継続に向けた情報と学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係機関と連携して、就職・再就職や就業の継続を支える制度などの情報やスキルアップのための学習機会についての情報を提供します。</li></ul>	企画観光課 農業振興課
2	起業希望者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する学習機会や起業を支援する制度などの情報を提供します。</li></ul>	企画観光課
3	農林水産業への新規就業希望者への情報提供と支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地などに関する情報を提供します。また、女性が積極的に農業経営等に参画できるよう意識づくりを行います。</li></ul>	農業振興課 農業委員会
4	データDV防止に関する教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域社会、教育現場におけるデータDVの防止に向けた研修会、啓発活動を行います。</li></ul>	教育委員会 総務課 保健福祉課

#### 施策の方向性4 高齢社会における男女共同参画

町内外における多様な生き方、働き方、地域参画の事例を継続的に収集・発信し、町民一人ひとりが将来の生活設計や進路選択、地域との関わり方について主体的に考え、意思決定できるよう支援します。

動画や記事、SNS、地域イベントなど複数の媒体を横断して、世代や分野、働き方の異なる多様な事例を蓄積・公開するとともに、集落間の距離や情報環境の違いに配慮し、町内のどの地域からでもアクセスしやすい情報提供環境づくりを進めます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	高齢期の生活の 安定と自立の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経済的・生活的自立に関するさまざまな教育・学習機会などを通して、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。</li></ul>	教育委員会 総務課 保健福祉課
2	在宅介護サービス の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 介護における固定的な性別役割分担意識を解消し、介護する人と介護を受ける人が「個」として大切にされるように配慮した在宅介護サービスの充実を図ります。</li></ul>	保健福祉課
3	高齢期の自立した 生活のための 自立支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢期の自立した日常生活に向けて、介護予防施策の他、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施できるよう普及啓発を実施します。</li></ul>	教育委員会 生涯学習課 保健福祉課

## 基本目標 2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

### 施策の方向性 1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の尊厳と人生に深刻な影響を及ぼします。また、配偶者等からの暴力の被害を受けた女性の中には、暴力被害に加え、貧困、孤立、住まいの不安定、就労困難、心身の不調など、複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

本町では、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思と尊厳を尊重し、早期の気づきから相談、保護、生活再建、自立に至るまで、切れ目のない包括的な支援を行うとともに、地域社会全体で「暴力を許さない」規範を共有し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

暴力は人権を侵害し、生命・身体・生活基盤に深刻な影響を与えます。地域社会全体で「暴力を許さない」規範を共有し、早期の気づきと未然防止を重視して、日常の場面（家庭・学校・職場・地域）における予防的な働きかけを計画的に進めます。

緊急時における被害者等の安全確保から、避難後の生活再建等を含め、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

関係各課及び関係機関と協力して広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、相談窓口の周知徹底を図ります。また、医療機関や教育委員会との連携により、職務上DV被害者や子どもが訪れる施設の関係者に対し、DV被害者の疑いがある場合の通報徹底を促します。

被害者の安全確保を最優先としながら、個々の状態や意向を十分に踏まえ、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの横断的な支援に努めます。

いつでも・どこからでも相談できる体制を整え、安心して話せる環境を確保します。24時間・匿名・SNS等の複線的相談導線の周知を進め、初期対応から保護・自立支援まで切れ目ない支援につなげます。

DV根絶のための啓発や被害者相談、一時的保護、社会的な自立等の各段階において、より円滑な支援を行うため、行政機関、警察、教育機関、医療機関、関係団体等と情報の共有化を図りながら、連携協力体制の充実に努めます。

住まい・就労・学び直し・家計等の生活再建を部局横断で支える体制を整え、被害者の尊厳と選択を尊重します。

あわせて、暴力被害を背景に、生活困窮や社会的孤立などの困難を抱える女性に対し、本人の意思を尊重した伴走型支援を行い、関係機関や民間支援団体と連携しながら、地域での安定した生活の実現を支えます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	被害者の 早期発見、 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DV被害者の身体の安全確保のため、より一層関係機関との連携を図るとともに、被害者への迅速な対応を進めるため、主に相談・自立支援・情報提供に重点を置いた「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備について検討します。</li> <li>● DV被害者の多くは複雑多岐にわたる問題を抱えており、一つの機関だけでは解決できない問題が多いため、関係機関の共通認識を深め、より円滑な対応を行うため、関係機関で蓄積された相談対応事例の共有化を図ります。</li> <li>● 各種制度を活用する際、複数の窓口で繰り返し説明することのないよう、関係機関と調整を行います。</li> <li>● 相談機関の職員に研修を行い、被害者の心理状態に配慮した二次被害の予防、緊急避難時の対応、関係機関との連携などについて適切なアドバイスを行います。</li> <li>● 関係機関と連携し相談体制や窓口について整備・広報を充実するとともに、事例検討を行うなど関係機関と有機的な相談体制の整備に努めます。</li> <li>● さまざまな機会を捉え、町職員の啓発や研修を行うとともに、相談窓口等体制の整備に努めます。</li> </ul>	保健福祉課 住民課 関係各課

2	<b>被害者の 自立のための 支援体制の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者の状況に応じ、緊急一時的な保護を引き続き実施します。</li> <li>● DV被害者の精神的サポートとともに、一時保護後の課題整理など関係機関と協力して行うため、引き続き施設へケースワーカー及びカウンセラー派遣を実施します。</li> <li>● DV被害者に対し、就業や住宅など各種支援制度の情報提供を行います。</li> <li>● 被害者に同伴し、一時保護されている子どもに対し、適切な支援が実施されるよう子ども相談センターと緊密に連携を図ります。</li> </ul>	保健福祉課 住民課 関係各課
3	<b>被害者が自ら 配偶者等からの 暴力に気づくため の啓発活動の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館、役場庁舎内にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るために情報を提供します。</li> </ul>	企画観光課 保健福祉課
4	<b>被害者への情報 提供・利用支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 援護制度、貸付金制度、保育サービス等の情報提供による、被害者の負担軽減を図ります。</li> </ul>	保健福祉課 住民課 関係各課
5	<b>配偶者防止法に 基づく児童に 対する接近禁止 命令制度の周知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保します。</li> <li>● 接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、学校への制度の周知を図ります。</li> </ul>	教育委員会 総務課 保健福祉課
6	<b>困難な問題を 抱える女性への 包括的・伴走型 支援の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DV被害を含む複合的な困難を抱える女性に対し、相談・保護・生活再建・自立までを見据えた個別支援計画の作成と伴走型支援を行います。</li> <li>● つながりにくい女性に対して、アウトリーチ支援や支援団体との連携を強化します。</li> <li>● 本人の意思と選択を尊重し、住まい、就労、家計、心身のケア等を部局横断で支援します。</li> </ul>	まちづくり課 保健福祉課 まちづくり課 関係各課

## 施策の方向性2 ジェンダーに基づく暴力への対策推進

生涯を通じた健康を保持増進するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を推進する必要があります。とりわけ、支援につながりにくい女性や、複数の困難を抱え孤立しやすい女性を地域で早期に把握し、必要な支援につなぐ視点を重視します。

あらゆる年代が心身の健康を維持・増進できるよう、ライフステージや性差の特性に配慮した支援を推進します。

検診受診や相談につながる情報提供を強化し、すべての地域にも届くようあらゆる手段を組み合わせ、孤立の防止と地域のつながりの再生にも取り組みます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	地域における見守り支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 集落コミュニティや地域ネットワーク活動等を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境作りを推進します。</li></ul>	総務課 企画観光課 保健福祉課
2	育児・介護サービスの提供者による早期発見	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭内の状況を把握しやすい立場にある、育児サービスや高齢者・障害者に対する介護サービス等を行っている福祉関係者は、配偶者等からの暴力の問題がないか留意し、被害者が適切な支援を受けられるように、関係機関につなぐ対応に努めます。</li></ul>	住民課 保健福祉課 関係各課
3	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被害者への適切な情報提供を行い、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるように研修機会の提供、活動の促進を図る支援に務めます。</li></ul>	住民課 保健福祉課
4	学校、幼稚園、保育所における子どもの行動等からの早期発見・援助	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から町や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助にあたります。</li></ul>	教育委員会 総務課 生涯学習課
5	通報者の情報の保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>● 通報を受ける可能性のあるすべての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。</li></ul>	住民課 関係各課

6	相談員等支援者へのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。</li> </ul>	保健福祉課
7	関係機関・団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政、警察、民間団体等、関係機関が有機的に連携し、DV被害者に対する相談から自立に至る総合的な支援システムの構築を図ります。</li> </ul>	教育委員会 総務課 保健福祉課 教育委員会 生涯学習課

### 施策の方向性3 ハラスメント等の防止に向けた対策の充実

経済・就労・住まい・家族関係等の困りごとに対し、早期に相談へつながる導線を整え、困難な問題を抱える女性が一人で抱え込むことのないよう、就労・福祉・教育等の関係機関連携による切れ目ない支援を進めます。多様性（障がい、国籍、性的指向・性自認等）に配慮し、わかりやすい情報提供の徹底に努め、互いを尊重して支え合う地域社会の実現を図ります。

No	施 策	実施内容	所管課
1	セクシャル・ハラスメント防止・救済に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内、教育機関、関係事業所等の意識改革を促進するとともに、防止対策、相談体制等を進めます。</li> </ul>	総務課 関係各課

## 基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の拡大

### 施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

採用・配置・登用・能力開発の各段階で公平性と透明性を高め、女性の継続就業と活躍の場を計画的に拡大します。

処遇改善の向上、ハラスメント防止、評価の客観化を図り、事業所規模に応じた着実な改善サイクルの構築を支援します。

No	施 策	実施内容	所管課
1	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>女性の参画を阻害する要因となっている、団体の運営に関する見直しを行うため、所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進されるような適切なアドバイスと情報提供を行います。</li></ul>	企画観光課 関係各課
2	企業・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>企業、団体等に対し、女性管理職に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など、女性の活躍についての働きかけに取り組みます。</li></ul>	関係各課
3	地域・各種団体等における方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>啓発活動に取り組んでいる団体に対し、事業支援等を行います。</li><li>自治会等における会長や副会長等役員への女性の参画率についての定期的な把握・公表を行います。</li><li>地域団体・市民団体への女性の参画拡大のための広報・啓発を行います。</li></ul>	総務課 企画観光課
4	役場内における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進・職場風土の改革	<ul style="list-style-type: none"><li>計画的な人材育成や登用等、女性職員の活躍推進に向けた取り組みを更に進めます。</li><li>女性管理職等の比率向上</li></ul>	総務課 住民課 関係各課

5	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育、社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性の参画の促進についての働きかけを行います。</li> </ul>	教育委員会 総務課
6	女性農業委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性農業委員登用の積極的な促進に努めます。</li> </ul>	農業委員会
7	各種会議・研修会等の開催における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別にかかわらず誰もが参加しやすい各種会議、研修会の実施に努めます。</li> </ul>	総務課 企画観光課 教育委員会 生涯学習課
8	役場におけるポジティブ・アクションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の職域拡大と男女でバランスのとれた職員配置や幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。</li> </ul>	総務課 関係各課

## 施策の方向性2 高齢者、障害者、外国人等への環境整備

家族経営・小規模事業の実態に即し、役割分担と就業条件の明確化、衛生・安全配慮の徹底、販路拡大を一体で進めます。

家族経営協定の普及や季節就労の労務設計を通じて負担の偏在を緩和し、女性の能力が適切に評価される環境を整えます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	社会的差別に配慮した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会的差別に起因する町民の様々な悩みに対応するため、男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実を図ります。</li></ul>	住民課 保健福祉課 関係各課
2	法律・制度の理解促進及び相談の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 男女共同参画に関連の深い法律や制度についての啓発資料を配布します。</li><li>● 男女共同参画施策苦情処理ガイドブックを活用し、問題の検討・解決にあたります。</li></ul>	企画観光課
3	公共空間のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、自らの意思で社会参画し、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、公共空間のバリアフリーを推進します。</li></ul>	関係各課
4	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域におけるボランティア活動や、NPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な性別役割分担意識に基づく運営の見直しに向けて、情報や研修機会を提供します。</li></ul>	総務課 企画観光課 関係各課

### 施策の方向性3 ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の是正と柔軟な働き方の拡大により、離職防止と人材定着を図ります。

短時間正社員・フレックスタイム・在宅ワーク等の制度活用を促し、男性の家事・育児・介護参画を進めます。家庭・地域・職場が相互に補完する取組を推進します。

出産・育児・介護・療養等で離職した方の再出発を支えるため、基礎スキルの学び直しと段階的な就労機会を整備します。

地域で描ける将来像を具体的に示し、学び・働き・暮らす選択を後押しします。キャリアと暮らしの情報の一体的発信、ロールモデルの継続的な紹介、交流・相談の場づくりにより、地元での活躍の姿を可視化し、定着につなげます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	就業の場における 仕事と家庭の両立 支援の取組の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所に対して労働時間の短縮等働き方の見直しや、仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を施し、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備を働きかけます。</li></ul>	企画観光課 まちづくり課 農業振興課 農業委員会
2	「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)」につい ての広報・啓発活動 の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>長時間労働の抑制等を図り、心身の健康を維持するためにも、仕事と生活の調和を図る事が重要であること等、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に関する広報・啓発活動を進めます。</li></ul>	企画観光課 保健福祉課
3	ひとり親家庭の 就業に関わる 支援制度の充実と 情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>ひとり親家庭の生活の安定と自立を支えるために、就業に関する支援制度を充実するとともに、情報を提供します。</li></ul>	農業振興課 農業委員会 保健福祉課

#### 施策の方向性4 防災・災害時における男女共同参画の視点

国は、災害対策における事例をもとに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本的事項を示しています。

平常時から非常時まで、誰もが尊厳と安全を保てる防災体制を確立します。避難所や物資配分、情報伝達に男女双方の視点を取り入れ、プライバシー・衛生・安全への配慮を標準化します。さらに、状況別訓練の定例化と女性の防災参画拡大により、実効性の高い地域防災を進めます。

No	施 策	実施内容	所管課
1	男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>日頃の備えや災害時の復旧活動や避難所運営等、あらゆる防災対策に女性の視点が反映され、また性別や年齢に関わらず誰もが活躍できるよう、地域における防災セミナーや防災訓練開催等の機会をとらえて啓発を行います。</li></ul>	総務課 関係各課
2	避難所等における配慮と安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画の視点での防災・復興対策を平常時から意識し、自治振興区等と連携して研修会の実施や情報発信を行います。</li></ul>	総務課 関係各課
3	医療・福祉・警察との連携体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>平時からの連絡体制を確認し、災害時の役割分担を共有します。</li></ul>	総務課 保健福祉課 関係各課
4	災害対策の方針決定過程への女性参画の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画の視点を踏まえた災害対策が検討されるよう、防災会議等への女性の参画を促進します。</li></ul>	総務課 関係各課
5	自主防災組織における女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>会合や研修会での啓発を通し、自主防災の組織体制及び防災活動への女性の参画を促進します。</li></ul>	総務課 関係各課
6	女性リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"><li>防災に関する地域活動を男女共同参画の視点に立ち、県が実施する養成講座等の周知・啓発を図るなど、地域の防災を担う女性リーダー等の人材育成を行います。</li></ul>	総務課 関係各課

## 第5章 計画の推進及び進捗管理

## 1 計画の推進体制

### (1) 住民、事業所、関係団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と住民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所における役割も大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

### (2) 男女共同参画懇話会

本計画の推進状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行い、よりよい施策とするための意見を提言します。

### (3) 庁内組織

役場内における庁内作業部会において、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

### (4) 国、県等との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取り組みを行います。

## 2 計画の進捗管理・評価

数値目標、施策目標について評価を行うとともに、各項目について関係課で取組状況を評価し、次年度以降の施策に反映させます。特に中間年度の5年目には取組をまとめて評価します。



## 第6章 資料編

## 第6章 資料編

### 1 用語解説

※50音順

用語	解説
アウトリーチ支援	支援が必要でありながら、相談窓口や支援制度につながっていない人に対して、行政や支援機関が積極的に働きかけ、必要な情報提供や支援につなげる取組をいます。配偶者暴力（DV）被害者、困難な問題を抱える女性、ひとり親、孤立しやすい人などに対し、相談体制の周知や訪問・同行支援などを通じて、早期支援につなげることが重要とされています。
アンコンシャス・バイアス	何かを見たり、聞いたり、感じたりしたときに、「無意識に”こうだ”と思い込むこと」です。「無意識の思い込み」とも表現されています。
Well-being (ウェルビーイング)	性別や年齢、立場にかかわらず、誰もが自らの意思で生き方を選択し、心身の健康と社会的な安心を確保しながら、能力を発揮できている状態のことをいいます。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。
鹿児島子育て応援企業	育児休業の取得促進や柔軟な働き方の導入など、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業として、鹿児島県が登録・認定する企業をいいます。
鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度	女性の活躍推進や男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組むことを企業が宣言し、鹿児島県がその取組を登録・公表する制度をいいます。
国際女性デー	女性の権利向上やジェンダー平等の実現に向けて、国際的に呼びかける記念日で、毎年3月8日に定められています。1900年代初頭の女性労働者による参政権や労働条件改善を求める運動を起源とし、1975年に国連が「国際女性デー」として正式に定めました。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

<b>困難女性支援法 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)</b>	<p>女性の抱える問題が複雑化、多様化、複合化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（困難女性支援法）が成立しました。さらに、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（厚生労働省告示第111号）」が公示されました。</p>
<b>ジェンダー</b>	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
<b>ジェンダーアイデンティティ</b>	<p>令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（理解増進法）では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識」と定義されています。例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のことです。</p>
<b>ジェンダード・イノベーション</b>	<p>研究・技術開発や政策、製品・サービスの企画・実施の過程において、性別や性差の視点を適切に取り入れることで、新たな価値の創出や社会課題の解決につなげる取組をいいます。</p>
<b>ジェンダー平等</b>	<p>性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。世界中で法律や制度の改正や、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行うことで、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し。すべての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのための取組みが行われています。</p>
<b>女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)</b>	<p>女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。</p>

<b>女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)</b>	<p>働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体において女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が平成 28 年 4 月から施行されています。この法律において、301 人以上の労働者を常時雇用する事業主に対しては、女性の活躍を推進するための「一般事業主行動計画」の策定・届出及び情報公表が義務付けられていましたが、令和元年（2019 年）に法改正が行われ、その対象が労働者数 101 人以上 300 人以下の事業主に対しても拡大され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 63 号）が令和 7 年 6 月 4 日に成立し、同年 6 月 11 日に公布されました。これにより、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の期限を 10 年間延長し、令和 18 年 3 月 31 日までとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けること等の措置がとられることとなりました。</p>
<b>女性版骨太の方針</b>	<p>女性活躍や男女共同参画の推進に向けて、政府が毎年策定する重点方針をいいます。正式には「女性活躍・男女共同参画の重点方針」と呼ばれ、女性の経済的自立、政治・行政分野への参画拡大、仕事と家庭の両立支援、性暴力・DV 対策など、社会全体で取り組むべき課題と施策の方向性が示されます。国や自治体、企業等がジェンダー平等の実現に向けた取組を進めるうえでの指針となる重要な政策文書です。</p>
<b>世界女性会議</b>	<p>昭和 50 年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第 1 回（国際婦人年女性会議）は昭和 50 年にメキシコシティで、第 2 回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は昭和 55 年にコペンハーゲンで、第 3 回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は昭和 60 年にナイロビで、第 4 回世界女性会議は平成 7 年に北京で開催されました。</p>
<b>男女共同参画基本計画</b>	<p>「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。</p>

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を言います。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。
男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」としています。 この週間にあわせ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が相互の協力のもと、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。
男女共同参画センター	都道府県、市町村等が自主的に設置している男女共同参画・女性のための総合施設です。「男女共同参画センター」「女性センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。 また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、さまざまです。 男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができるようすることを基本理念として、募集・採用、配置、昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた法律です。また、これにより、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置を講じることが事業主に義務付けられています。

<p><b>DX</b> (デジタル・トランスフォーメーション)</p>	<p>経済産業省が策定する「デジタルガバナンス・コード 3.0」によると、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されています。しかし、現在、世の中で使われている「デジタル・トランスフォーメーション」の定義は厳密には一致しておらず、使い方も人や場面によってまちまちです。</p>
<p><b>配偶者からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス/DV)</b></p>	<p>「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。</p> <p>「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)は、「DV 防止法」と呼ばれることもあります。なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)で定義される「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定については、身体に対する暴力と脅迫(退去等命令については、生命・身体に対する脅迫のみ)を対象としているほか、発見者による通報等、身体に対する暴力のみを対象としている規定もあります。交際中の親密なカップルの間で起こる DV を「デート DV」といいます。</p>
<p><b>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)</b></p>	<p>配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13 年、議員立法により成立した法律です。女性が被害者となりやすい配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)に関しては、令和 5 年 5 月 12 日に DV 防止法が改正され、言葉や態度で相手を追い詰める精神的 DV 被害についても保護命令の対象となるほか、保護命令期間の延長や命令違反への厳罰化など、保護と防止の強化が図られました。さらに、令和 5 年 9 月 8 日には、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号)」(DV 基本方針)が新たに公示されました。</p>

ハラスメント	<p>ハラスメントとは、いやがらせやいじめのことをいいます。職場においては、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ：妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの取扱いを行なうこと）、パワー・ハラスメント（パワハラ：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること）などが問題となることがあります。また、近年では、カスタマー・ハラスメント（カスハラ：顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為）が社会問題化しています。</p>
ポジティブ・アクション (Positive Action)	<p>男女間の固定的な役割分担意識や社会的慣行などにより生じている格差を是正するため、一方の性に偏っている分野において、一定期間、必要かつ合理的な範囲で行う積極的な取組をいいます。</p>
リ・スキリング (Reskilling)	<p>社会環境や産業構造の変化に対応するため、新たな職務や働き方に必要となる知識や技能を学び直し、習得すること、特に、性別にかかわらず、誰もが継続的に就業し、能力を発揮できるようにする観点のことをいいます。</p>
ロールモデル (Role Model)	<p>目標や手本となる人物のことで、自分が将来どのように生きたいか、働きたいかを考える際の参考となる存在をいいます。</p>
ワーク・ライフ・バランス	<p>働く人々一人ひとりが、「仕事」と子育てや介護など「生活」との調和をとり、両方を充実させることのできる働き方・生き方のことをいいます。</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によれば「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をワーク・ライフ・バランスが取れた社会と定義しています。</p>

## 2 男女共同参画推進会議委員名簿

役職	所 属 名	名 前
会長	町長	隈崎 悅男
副会長	副町長	金江 茂
委員	総務課長	吉沢 伸一
委員	企画観光課長	中村 幸雄
委員	住民課長	武藤 裕和
委員	税務課長	喜島 正樹
委員	保健福祉課長	平馬 尚樹
委員	町づくり課長	英 憲仁
委員	農業振興課長	重野 泰浩
委員	会計課長	竹内 功
委員	教育委員会総務課長	廣 清太
委員	教育委員会生涯学習課長	盛 実
委員	議会事務局長	徳 勝志
委員	喜界消防分署長	市山 茂

※敬称略、順不同

### 3 男女共同参画懇話会委員名簿

役職	所 属 名	名 前
委員長	鹿児島県男女共同参画地域推進員	羽佐田 紀子
委員	鹿児島県男女共同参画地域推進員 喜界町議会総務文教副委員長	生島 常範
委員	鹿児島県男女共同参画地域推進員 喜界町人権擁護委員	玉利 幸子
委員	喜界町教育委員会 教育委員	大山 巧
委員	喜界町農業委員会 会長	益田 豊一
委員	喜界町区長会 会長	三山 八十三
委員	喜界町地域女性団体連絡協議会 会長	宜名真 孝子
委員	喜界町民生委員・児童委員協議会 会長	西原 磯子
委員	喜界町商工会青年部 部長	清水 亮児
委員	喜界町子ども会育成連絡協議会 会長	福島 悟

※敬称略、順不同

## 4 関係法令等

### ● 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを

目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の権利の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかん

がみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における

方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

##### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

##### （独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

##### （法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

##### （男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行っては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るために、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に關し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同

参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この

法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなす。

される者の任期は、同条第二項の規定にかかるわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、

又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職

員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかるわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会  
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

### (平成十三年法律第三十一号)

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条・第二条)

##### 第一条の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

##### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条第一第五条の四)

##### 第三章 被害者の保護(第六条第一第九条の二)

##### 第四章 保護命令(第十条第一第二十二条)

##### 第五章 雜則(第二十三条第一第二十八条)

##### 第五章の二 補則(第二十八条の二)

##### 第六章 罰則(第二十九条第一第三十一条)

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなる。この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受けた身体に対する暴力等を含むものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターとの他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行っては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事

する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当

該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、

その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位

置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著

しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等にに関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限

る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。) が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。) から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一條 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する

必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされ

ることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めにに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めにに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した

書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。  
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求める際の状況及びこれに対しての長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に

関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気

通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該

申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された

情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられている

ときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの

規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経

過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方には、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載

	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他のこれに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十五条第二項及び第二百三十五条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五十五条第三項	事項又は仰頭の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十五条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十五条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

#### （最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雜則

##### （職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行なうに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

##### （教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

##### （調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

##### （民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要

な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

##### （この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活

を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力

（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	特定関係者又は特定関係者であつた者
第十条第一項から第十四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てを

した者は、十万元以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下

「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令

の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施

## ● 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

### （平成二十七年法律第六十四号）

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
- 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
- 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措

行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条

第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一

項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正

法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雜則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」

という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行なうために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に關し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に關する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に關する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に關する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に關する取組に關する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に關する施策に關する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に關する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に關する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に關する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に關する施策に關する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める

なければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に關する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に關する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

##### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数值を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般

事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に從事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に關して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に從事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に從事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に從事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者」と、「同項」とあるのは「次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に從事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるも

のとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいづれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### （職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

#### （啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### （情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### （協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行ふものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### （秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従

事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則

第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定

（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四

条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十二条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定

平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定 (第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法

の目次の改正規定 (「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。) 並びに第三条の規定 (職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。) 並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和四十五年法律第九十八条) 第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定 (「、第十

一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。) 並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定 (「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項 (見出しを含む。) の改正規定 (「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。) 並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び第四条の規定 (同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進

に関する法律第十二条の改正規定を除く。) 並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第四十七条の四の改正規定 (「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定 (附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (令和五年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。) が受けた業務委託 (同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。) に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者 (同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。) が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (困難女性支援法)

### (令和四年法律第五十二号)

#### 目次

- 第一章 総則 (第一条一第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等 (第九条一第十五条)
- 第四章 雜則 (第十六条一第二十二条)
- 第五章 罰則 (第二十三条)
- 附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性 (そのおそれのある女性を含む。) をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのため複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項  
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要な事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針  
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要な事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行なうよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援

センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行なうものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じること又は第十一一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行なうに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行なうものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行なう施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護が必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行なうものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行なうに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関する必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮

しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるものほか、支援調整会議の組織及び運営に関する必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関する国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自分がかけがえのない個人であることについての意識のかん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受

けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るために方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

#### 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反し

て秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいざれか遅い日

#### 三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいざれか遅い日(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日

において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## ● 鹿児島県男女共同参画推進条例(平成13年12月21日条例第56号)

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(第17条—第24条)

#### 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまで、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

該各号に定めるところによる

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいざれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調

の下に行わなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

(平21条例14・平31条例17・一部改正)

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例

の規定により定められた基本計画とみなす。

附則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 17 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## ● 喜界町男女共同参画推進会議設置規程

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に發揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会を実現するため、喜界町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

（1）男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。

（2）男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。

（3）その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、副町長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、あらかじめ会長が指名する者が代理することができる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

（幹事会）

第6条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、喜界町男女共同参画幹

事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

2 幹事会は、町長が任命する者をもって組織する。

3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、企画課において行う。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長
企画課長
住民課長
建設課長
保健福祉課長
税務課長
会計課長
産業振興課長
水環境課長
農業委員会 事務局長
教育委員会 総務課長
教育委員会 生涯学習課長
議会事務局長
老人福祉施設長
早町支所長
消防署長

## ● 喜界町男女共同参画懇話会設置要綱

（設置）

第1条 喜界町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、喜界町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

（組織）

第3条 懇話会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（1）町内の団体及び関係機関の代表者

（2）町内企業及び事業所の代表者

（3）学識経験を有する者

（4）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（報償）

第6条 委員の謝金は、懇話会開催ごとに 4,000 円とする。

（会議）

第7条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聞くことができるものとする。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、企画課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する